

商標審査前サーチレポート(図形商標の先行絞り込み調査)作成事業

仕様書

特許庁

1. 件名

商標審査前サーチレポート(図形商標の先行絞り込み調査)作成事業

2. 事業の目的・必要性

商標審査前サーチレポート(図形商標の先行絞り込み調査)作成事業は、商標登録出願の審査(判断)の前に行う各種の基礎的調査業務の一部について民間能力を活用し、審査の効率化を進め、迅速かつ的確な審査処理を担保することを目的とするものである。

特に、本事業において作成する調査報告書は、膨大な数の既登録商標や出願商標等を調査し、調査対象商標と外観において類似する商標を抽出して絞り込むことにより、審査官の審査における商標の外観類否判断を効率的に行うことを可能にするものである。

3. 事業の概要

本事業は、特許庁の図形商標検索システムと専用回線により接続された図形審査端末を利用し、構成中に図形要素を含む出願商標について、図形要素の観点から、審査官が商標法第4条第1項第11号に定める商標登録を受けることができない商標に該当するか否かの判断を行う際、その判断を効率的に行うための絞り込み調査を行うものである。

また、当該システムを用いて調査可能な、他の不登録事由¹の絞り込みについても、本調査と同時にを行う。

これら調査は、請負事業者が商標法の不登録事由、商標審査基準等に習熟したうえで、商標に関する審決・判決等に示された事項も反映させつつ、以下の事業を行うものである。

(1)構成中に図形要素を含む出願商標の図形部分について、ウィーン図形分類²を用いて、検索を効率的に行うための式(検索式)を作成して、同一又は類似する商品・役務の範囲で検索する。

(2)調査対象商標に先行する他人の同一又は類似する登録商標及び出願商標等、商標法に規定された不登録事由に該当する可能性がある商標を漏れなく抽出し、出願毎にその結果をまとめ、特許庁に納入する。

4. 発注予定件数

(1)特許庁から貸与する発注用データの貸与予定件数

約43,000件

[商標登録出願(国内)] 約37,300件

[国際商標登録出願(指定国官庁)] 約5,700件

(2)請負事業者が調査すべき予定件数

約35,700件

[商標登録出願(国内)] 約30,800件

[国際商標登録出願(指定国官庁)] 約4,900件

※いずれの件数も、外部要因である出願動向により変動する可能性があるため、当該件数を確約

¹ 商標法第4条第1項各号(別紙1参照)をいい、この事業においては同法第8条第2項を含む。

² 我が国が採用している国際的な図形分類

するものではない。

※調査すべき案件の選定については、7. (2)を参照。

(3)調査対象案件

特許庁が約1年間に受け入れる商標登録出願(国内)及び国際商標登録出願(指定国官庁)のうち、以下の条件に該当するもの。

- ① 図形要素に自他商品・役務識別力があると判断される案件
- ② 「色彩が要部となりうる商標」及び「色彩のみからなる商標」
- ③ 位置商標

5. 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

6. 実施体制

(1)機器類の調達及び仕様

①機器類及び付帯設備

本事業で必要となる機器類(通信回線、図形審査端末、カラープリンタ、イメージスキャナー等)及び付帯設備は、請負事業者が調達し、設備工事を行い、かつ運用すること。

また、機器等の調達にあたり、特許庁が予め機器等の仕様を提示しているものについては、その仕様を満たすものとすること(別紙2参照)。

なお、請負事業者は図形商標検索システムのテストに協力するものとする。詳細は別途連絡するものとする。

②ネットワーク

ア. 請負事業者は、特許庁の図形商標検索システムと請負事業者の図形審査端末とをネットワークで結ぶ専用の回線を敷設すること(別紙2参照)。

イ. 請負事業者は、特許庁から許可された機器以外の機器を特許庁のネットワークに接続してはならない。

ウ. 請負事業者は、特許庁のネットワークを他のネットワークに接続してはならない。

エ. 請負事業者は、特許庁のネットワークに接続された機器を特許庁以外のネットワークと接続してはならない。

オ. 請負事業者は、特許庁のネットワークに接続された機器を、請負事業者の職員及び請負事業者から許可を得た者以外の者が立ち入ることができない環境下に置かなければならない。

③請負事業者は、システム障害等に備え、担当窓口を設定する等、特許庁と迅速な連絡ができるような体制を構築しなければならない。

(2)図形商標検索システムにおけるソフトウェア及びデータ

①請負事業者は、特許庁のネットワークに接続した図形商標検索システムの専用回線を通じて、本事業を遂行するために必要なソフトウェア及びデータを使用することができる。ただし、不正使用(特許庁が許可した業務以外の使用及び当該使用のための情報取得等)をした場合又はそのおそれがあると特許庁が判断した場合、特許庁は、上記専用回線を即時に切断することができる。なお、請負事

業者は、その全職員等に対して、原則として、上記ソフトウェア及びデータは、本事業で使用すること以外、使用できないことを周知徹底する。

- ②請負事業者が、機器の設置、運用等に係る作業を特許庁内で行う場合、特許庁の指示に従うものとする。また、請負事業者は、特許庁内で行う作業により特許庁又は第三者に損害を与えた場合、その損害の賠償の責を負い、修復等に必要があると特許庁が認めるときは、必要となる一切の協力をする。
- ③請負事業者は、機器の不正使用等により、特許庁又は第三者に損害を与えた場合、その損害の賠償の責を負い、特許庁が認める修復等に必要な一切の協力をする。
- ④請負事業者は、特許庁のシステム稼働時間以外は、特許庁のソフトウェア又はデータを利用することはできない。
- ⑤特許庁が本事業に必要なソフトウェアをバージョンアップしたときは、請負事業者も当該ソフトウェアのバージョンアップを行わなければならない。その際、請負事業者は、特許庁の指示に従い、円滑なバージョンアップの遂行に協力する。
- ⑥請負事業者は、その他、ソフトウェア、データの利用及び利用制限について、特許庁の指示があつた場合には、それに従わなければならない。

(3) 発注・納入で扱うソフトウェア及びデータ

- ①発注・納入で扱う電子データは、特許庁が指定したデータ形式(別紙3参照)によるものとする。
- ②発注・納入で使用する記録媒体は、特許庁が指定した規格等(別紙3参照)によるものとする。
- ③納入用電子データを作成する際に必要となるソフトウェアなど、本事業の実施にあたって、請負事業者が必要とするソフトウェアは、請負事業者が用意、運用することとする。
- ④事業実施途中において、発注・納入で扱う電子データのデータ形式、あるいは、発注・納入で使用する記録媒体の規格等の変更することが生じた場合、請負事業者は特許庁の変更に合わせて対応することとする。その場合、変更契約の要否を含め特許庁と請負事業者で協議することとする。

(4) 人的環境の整備

- ①請負事業者は、調査報告書の品質確保のため、弁理士資格を有する者又はそれと同等の者であつて、「ウィーン図形分類」、「図形商標の検索」、「類似商品・役務審査基準」、「商品・サービス国際分類表」等に関する高度な知識を有し、商標法、商標の審査基準などに精通し、商標に関する調査の十分な経験を有している者を「商標審査前サーチレポート管理者(以下、「管理者」という。)」として配置すること。

管理者は、本事業全件の調査内容について確認を行う。

- ②請負事業者は、「商標審査前サーチレポート調査者(以下、「調査者」という。)」を配置すること。
- ③調査者のうち少なくともその4分の3は、「商標法」、「ウィーン図形分類」、「図形商標の検索」、「類似商品・役務審査基準」、「商品・サービス国際分類表」等に関する知識を有する者を配置すること。また、それ以外の調査者は、商標法の知識を有する者であれば、「ウィーン図形分類」、「図形商標の検索」、「類似商品・役務審査基準」、「商品・サービス国際分類表」等に関する知識を必ずしも必要とはしない。但し、これらの者に対しては、「ウィーン図形分類」、「図形商標の検索」、「類似商品・役務審査基準」、「商品・サービス国際分類表」等に関する知識を習熟させるための体制を整備すること。

なお、管理者が1名の場合には調査者を1名以上配置し、管理者が2名以上の場合には、管理者

は調査者を兼ねることができる。

- ④請負事業者は、特許庁から貸与される発注データの運用、納入データの作成などを円滑に行うために必要な専門的知識を有する人材を確保しておくこと。
- ⑤請負事業者は、マニュアル作成者を定め、次の用務を遂行させる。
 - ア. マニュアル作成者は、具体的な作業工程を示した事業実施マニュアルを作成し、特許庁担当者との連絡調整・作業担当者への周知徹底を行う。マニュアルは、事業遂行中必要に応じて加筆修正できることとするが、その旨を必ず特許庁担当者へ報告し、了解を得たうえで作業を進めること。
 - イ. マニュアル作成者は、調査の遂行に関し検討すべき事例がある場合には、特許庁担当者へ検討事例を報告のうえ、協議を行う。協議結果については、速やかにマニュアルに反映させたうえで、作業担当者への周知徹底を行う。
- ⑥請負事業者は、事業実施にあたり必要な上記以外の人材(例えば、事務処理者、システム担当者等)の確保や図形商標の検索の習熟を含む人的環境を整備すること。

(5)調査報告書表紙のレイアウト作成

請負事業者は、調査報告書表紙のレイアウト案を作成し、特許庁担当者に提出すること(レイアウト例は、別紙4参照。)。

(6)特許庁からの貸与物

- ①特許庁からは、以下を貸与する。
 - ア. 発注定用電子データとして、構成中に図形要素を含む商標登録出願の出願番号(国際商標登録出願は「特許庁内整理番号」)一覧(以下、これらを「出願番号一覧」という。)をCD-RWに格納。
 - イ. 特許庁の図形商標検索システムを使用するためのICカード及び特許庁内開発プログラム(一部)。
 - ウ. ウィーン図形分類一覧表(電子データ)
 - エ. 商標見本の解析に用いる発注データ
- ②請負事業者は、特許庁からの貸与物を第三者に開示、又は本事業以外の目的に使用しないこと。
- ③請負事業者は、特許庁からの貸与物を紛失・破損した場合は、速やかに特許庁担当者に連絡するとともに、請負事業者の責任において復元の処置を図ること。
- ④請負事業者は、本貸与物について、事業終了後速やかに特許庁へ返却すること。

7. 実施方法

(1)発注定用電子データ(出願番号一覧)の貸与

- ①請負事業者は、原則週1回、出願番号一覧が格納されたCD-RWを、特許庁が指定した日時・場所(特許庁審査業務部商標課)において特許庁担当者から借り受ける。
- ②出願番号一覧を受領する際には、特許庁が管理する発注管理簿に必要事項(電子媒体引き渡し日及び担当者氏名)を請負事業者担当者が記入すること。

(2)調査対象案件の選定

- ①出願番号一覧に記載された案件を、以下の条件に該当するものと該当しないものとに振り分け、該当するものを調査対象案件とする。
 - ア. 図形要素に自他商品・役務識別力があると判断される案件

イ. 「色彩が要部となりうる商標」及び「色彩のみからなる商標」(「色彩が要部となりうる商標」及び「色彩のみからなる商標」の判断基準は別紙6-2参照。)

ウ. 位置商標

なお、上記に該当するか否か判断しかねる場合には、特許庁担当者へ連絡のうえ、協議すること。

②上記に該当しない調査不要案件は、7. に記載する管理簿に「調査対象外」と記載したうえで、その出願番号を特許庁担当者に電子メールにて報告する。

(3) 具体的な調査方法

7. (2)により調査対象とする商標については、以下の方法により調査を行う。「色彩が要部となりうる商標」及び「色彩のみからなる商標」においては、別紙6-2も参照すること。

- ①図形審査端末において図形商標検索システムの業務選択メニューから「単件審査画面」を選び、調査対象案件の出願番号を入力して単件審査画面を表示する(以下、画面のイメージは、別紙5参照)。
- ②画面に表示されたウィーン図形分類を確認する。その際、本願商標との関係で、追加した方が良いと思われるウィーン図形分類があった場合には、ウィーン図形分類を追加する操作を行う。なお、この場合、ウィーン図形分類の変更内容が分かるように、調査報告書を作成すること。
- ③同画面に表示された類似群コード³を確認する。その際、国際商標登録出願(指定国官庁)案件の類似群コードは、特許庁が指定する類似群コードのデータに修正し、その類似群コードを用いて検索を行う。なお、この場合、修正内容が分かるように調査報告書を作成すること。
- ④前述②及び③で各項目を確認済みの画面を印刷し、調査報告書の一部として用いる。この際、類似群コードが多数付与されており「類似群コード」エリアに表示しきれない場合には、「検索類似群確認」をクリックして、全てを表示させた画面を印刷する。
- ⑤商標、ウィーン図形分類、類似群コード等の確認終了後、検索指定記号⁴を判断せずにスクリーニングを行うため、「検索指定記号を判断する」のチェックボックスの「✓」をはずす。
- ⑥「検索」をクリックし、次の画面を表示して、商標の詳細な説明があるものは、必要に応じて当該説明を参照し、検索式作成エリアで、付与されたウィーン図形分類及び検索条件(*:AND +:重複排除ありの OR @:重複排除無しの OR -:NOT)を用いて、本願商標の先行調査を行うにあたって、もっとも適切と思われる検索式を作成する(検索式については、別紙6-1参照。)。

この画面を印刷し、実際にスクリーニングする検索式のNo. に手書きで○印を付したものと調査報告書の一部として用いる。

この際、本願商標がカラーの場合はカラー印刷とし、商標の構成が細かい場合には、拡大した商標のイメージを印刷したものを用いること。

- ⑦前述⑥で作成した検索式を使って、スクリーニング調査を行う(平均スクリーニング件数約 2600 件)。スクリーニング調査では、別紙6-1及び別紙7を参考にしつつ、絞り込みの対象とすべき商標又は

³ 商品の生産・販売部門、原材料、品質の同一性、役務の提供の手段、目的、提供場所、需要者の範囲の同一性などを考慮し、類似と「推定」される商品又は役務をグループ化し、これにコードを付したもの。商標検索のキーとして使用する。

⁴ 図形商標に付与されたウィーン図形分類のうち図形の重要な部分と考えられる分類に表示する記号(ウィーン図形分類の先頭に「1」を立てる。)。「検索指定記号を判断する」検索をおこなうと、検索指定記号を付与した図形分類のみが検索キーとなりヒットする。本事業の場合は、広い範囲で検索するため、「検索指定記号」は判断せずに調査を行う。

標章(拒絶理由の引用となる可能性のある商標又は標章。以下、これらをまとめて単に「商標」という。)を探し、見つかった商標に“しおり付与”機能により、しおり(「*」)を付与する。

⑧前述⑦のスクリーニング調査で表示された案件中、調査対象案件の出願人自身が、出願人あるいは権利者となっている商標についても、同一又は類似の商標と判断されるものについては、しおりを付与したうえで、自他情報付与機能を使い「自」マーク⁵を付与する。

本基準の対象数が28件以上ある場合には、原則、しおり付与件数は28件とする。ただし、対象数によっては、29件以上にしおり付与数を増やすことができる。

⑨前述⑦と⑧の作業終了後、しおりを付与した商標については、しおり検索機能を使い、しおりを付与したものを集約表示させ、絞り込み情報として適切か否かの確認を行う。

この際、必要に応じて、不要な案件の削除、検索漏れのチェック等、適宜修正を行い絞り込み商標を特定する。また、特定した商標について、調査対象案件の出願人との関係を、自他情報付与機能を使い、「自」(⑧で付与済みのため、確認する。)又は「他」の表示を付与する。

⑩前述⑨の作業終了後、画面イメージを調査報告書の一部として用いるため印刷する(15図画面に集約表示させたもの。)。この際、しおりを付与した商標がカラーの場合はカラー印刷とし、商標の構成が細かい場合などには、拡大したイメージを印刷したものを用いる。

⑪一商標につき、図形要素に係る調査7. (3)に掲げる調査)及び色彩要素に係る調査(別紙6-2に掲げる調査)、双方の調査を行った場合は、各調査結果が分かるよう印刷する。

(4)調査報告書表紙への記入

①調査報告書表紙に書誌事項(審査室、出願番号、調査結果、スクリーニング日及び作成者)を記入する。

「調査結果」の欄は、以下の要領で記入する。

ア. しおりを付与した商標が0件の場合は、その旨を記載する。

イ. 「色彩が要部となりうる商標」及び「色彩のみからなる商標」の調査を行った場合はその旨を記載する。

また、その他に特記すべき事項がある場合には、その内容を記載する。

(5)調査報告書(紙)の作成

①調査報告書の用紙サイズは全てA4、横長方向で使用し、調査対象案件ごとに作成する。

②前述(4)で記入した調査報告書表紙に、(3)④⑥⑩及び⑪の各画面イメージを印刷したものを添付する。

(6)管理者による校閲

①前述(5)で作成した調査報告書(紙)については、管理者が必ず校閲を行うこと。なお、管理者が調査をした場合は、別の管理者が校閲すること。

この際、内容に過不足がないか等を全件にわたり確認し、記載中に誤りや漏れ等を発見した場合には、記載事項の修正、あるいは必要に応じて調査者に指示して調査を補完させる。

⁵ 出願人本人(自)又は他人(他)の判断にあたっては、別紙8参照。

②管理者は、修正や再調査の必要が無くなったと判断した段階で、調査報告書に、作成日及び管理者名を記入し、確認する。

(7) 納入物及び提出物の作成

前述(6)が終了した調査報告書(紙)を、所定の形式(別紙3参照)で電子データ化して、調査結果一式(電子)を作成し、DVD-Rへ格納する。なお、1回分の納入データは、1個の電子媒体に収まることを想定しているが、万が一、収まらない事象が生じた場合には、速やかに特許庁担当者へ連絡するとともに、協議のうえ対応する。

イメージデータ作成に使用した紙の調査報告書は、電子データの確認用に、審査室別出願番号順で整えたうえで、特許庁へDVD-Rと共に提出すること。

(8) 納入案件番号一覧リストの作成

①請負事業者は、納入する調査結果一式の納入案件番号一覧リストを、電子データで作成し、CD-Rに蓄積する。また、電子データ確認用として紙媒体で打ち出し、審査室単位(7室)で分け、出願番号順に並べたうえで、特許庁へCD-Rと共に提出すること。

なお、当該リストは、商標登録出願(国内)案件と国際商標登録出願(指定国官庁)案件とで、別々に作成する。

②納入案件番号一覧リストには、案件番号(出願番号又は特許庁内整理番号)のほか、担当審査室、特許庁からの発注日、特許庁への納入日を記載する(別紙3-1参照)。

(9) その他

①前述(2)～(6)の手順については、調査の質を低下させない範囲及び納期が遅延しない範囲において、手順の変更等を行うことができる。ただし、変更内容については、事前に特許庁担当者へ説明するとともに、特許庁担当者の了承を得ること。

②納入された調査報告書一式について、調査漏れ等、納入物の品質に問題があることが判明した場合には、以下のようにすること。

ア. 請負事業者は、速やかに原因を調査し、再発防止策等も検討したうえで特許庁へ報告するとともに、調査者等への指導を行うこと。

また、その際の調査事項は、フィードバック報告書として、案件毎に原因、調査者等への指導内容、今後の対応策等を記載し、速やかに特許庁へ提出すること。

イ. 請負事業者は特許庁担当者の指示に従い、請負事業者の責任及び負担において再調査・納入物の再作成等を実施し、特許庁の連絡から1週間以内に完全な納入物を再納入すること。

③特許庁担当者から受発注の方法・体制について提案があった場合は協議に応じること。

④請負事業者が、自らの判断で落札決定後の準備期間に事業の実施方法に関する講習等を行う場合、特許庁担当者は、請負事業者からの求めに応じて、資料提供等の支援を行うこととする。

8. 進ちょく管理

(1)請負事業者は、進ちょく管理者を定め、特許庁から貸与される出願番号一覧を基に管理簿を作成、保管し、事業の進ちょくを管理する。

(2)管理簿には、発注日毎の作業順に、発注日、出願番号、担当審査室、納入日等の各事項を記載す

る。

- (3)特許庁担当者から本事業の進ちょくに関する情報を求められた場合、請負事業者は求められた情報を提供すること。

9. 特許庁との連絡体制

- (1)調査に関する特許庁との連絡窓口は、原則、請負事業者の管理者のうち1名が、その任にあたり、特許庁担当者からの問い合わせや連絡があった場合には速やかに対応すること。
- (2)請負事業者は、調査実施体制、調査内容、納入日などを変更する場合、隨時、事前に特許庁担当者へ説明するとともに、特許庁担当者の了承を得ること。
- (3)本事業の実施にあたり、不明な点等があった場合には、特許庁担当者に協議のうえ、実施すること。

10. 提出物

請負事業者は、納入物の内容確認のため、納入時に以下を提出する。ただし、特許庁から特段の指示があった場合はこの限りでない。

- (1) 商標登録出願(国内)
- ・商標審査前サーチレポート(図形商標の先行絞り込み調査) 紙媒体(納入物電子データ確認用)
 - ・納入案件番号一覧リスト CD-R(電子データ)、紙媒体(納入物電子データ確認用)
- (2) 国際商標登録出願(指定国官庁)
- ・商標審査前サーチレポート(図形商標の先行絞り込み調査) 紙媒体(納入物電子データ確認用)
 - ・納入案件番号一覧リスト CD-R(電子データ)、紙媒体(納入物電子データ確認用)

11. 納入物及び納入方法

請負事業者は、納期までに納入物を特許庁へ納入する。ただし、特許庁から特段の指示があった場合はこの限りでない。

(1)納入物

①商標登録出願(国内)

商標審査前サーチレポート(図形商標の先行絞り込み調査) DVD-R(電子データ)

②国際商標登録出願(指定国官庁)

商標審査前サーチレポート(図形商標の先行絞り込み調査) DVD-R(電子データ)

③事業実施マニュアル

6. (4)⑤の事業実施マニュアルは、令和9年の2月末日までに特許庁へ納入すること。

(2)納入時期

①11. (1)①及び②については、分割納入とし、原則週1回納入すること。

②上記①は、商標登録出願(国内)及び国際商標登録出願(指定国官庁)とも、特許庁が発注した日から10週間以内(極力短期間が望ましい)に、遅滞なく納入すること。

ただし、年末・年始やゴールデンウィーク等その他のやむを得ない事情があると特許庁が認める場合はこの限りではない。なお、事業開始当初(4月～5月頃)は、審査の遅延を回避するため、上記納

期サイクルより、極力短い期間(発注から3~4週間程度)で納入できるよう体制を整備しておくこと。
また、その時の納入件数については、特許庁担当者と協議のうえ決めること。

- ③早期審査対象の出願、その他案件処理に緊急性を要する出願として、特許庁が個別に発注した案件については、発注から行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)に定める休日を除く10日以内に納入物を納入すること。
- ④前述③の運用を適用する案件の、特許庁からの発注件数は、一月あたり150件を上限に行うものとする。ただし、請負事業者の了承を得られた場合には、この限りでない。
- ⑤審査の進ちょく状況により、早期に納入する必要があると特許庁が判断した場合は、審査室単位で優先的に納入物を納入すること。

(3) 納入場所

特許庁審査業務部商標課

ただし、特許庁担当者から別途納入場所について指示があった場合は、その指示に従うこと。

特許庁本庁舎(東京都千代田区霞が関3丁目4番3号)

(特許庁庁舎における留意点)

駐車場内は高さ制限があるので注意すること(2.8m以下、2.2m以下の場所有)。

当庁係官及び警備員の指示に従うこと。

建物等に損害を与えた場合は、弁償すること。

駐車場内における事故・盗難等に関しては、当庁は一切責任を負わない。

駐車場の利用時間は、原則8:00~18:00までとする。

(4) その他

請負事業者は、納入の際に、特許庁から貸与した出願番号一覧(電子媒体)を返却する。

その際には、特許庁が管理する発注管理簿に必要事項(電子媒体返却日および担当者名)を記入すること。

12. 各種経費等の取扱い

- ①人件費、通信運搬費、コンピュータ機器等の費用や借料など、本事業に要する全ての費用を見積金額に含めること。
- ②支払いに当たり、請負事業者は、11.(1)に示す納入物や業務の完了を確認できる書類等を特許庁に提出すること。なお、適正な業務がなされていない場合には、特許庁は請負事業者に対し、再度業務を行うよう指示するとともに、業務の改善策の作成・提出を求めるものとする。業務の適正かつ確実な実施が確認できない限り支払いは行わない。
- ③支払いは、「固定費」、「契約単価×納入件数」に分けて支出するものとする。
- ④なお、「固定費」は、コンピュータ機器等の費用、借料、備品等、納入件数の増減に関わりなく発生する費用である。
- ⑤「固定費」は、業務開始から契約終了までの1年分について、12ヶ月で除した月額分を月額固定料金として分割して支払を行う。「契約単価」は、上記のとおり納入件数1件当たりの費用である。

13. その他

(1) 守秘義務

- ①請負事業者は、本業務に基づく作業実施中、作業終了後及び本業務終了後において、本業務における業務上の機密情報及び個人情報を第三者に開示又は漏えいしないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。
- ②本業務における業務上の機密情報及び個人情報は、本業務の目的の範囲内でのみ使用することとし、他の目的に使用してはならない。
- ③守秘義務の内容及び履行手続き等については、契約書によるものとし、不明な点は、庁担当者に確認の上実施すること。

(2) 情報管理体制について

ア. 情報管理体制

- (ア)請負事業者は本事業で知り得た情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保し、発注者に対し「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面(情報管理体制図)」及び「情報取扱者名簿」(氏名、個人住所、生年月日、所属部署、役職等が記載されたもの)(別紙10)を契約前に提出し、担当課室の同意を得ること。(住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。)なお、情報取扱者名簿は、本事業の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を掲載すること。

(確保すべき履行体制)

契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が、特許庁が保護を要さないと確認するまでは、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

(イ)本事業で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、担当課室の承認を得た場合は、この限りではない。

(ウ)(ア)の情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面又は情報取扱者名簿に変更がある場合は、予め担当課室へ届出を行い、同意を得なければならない。

イ. 履行完了後の情報の取扱い

国から提供した資料又は国が指定した資料の取扱い(返却・削除等)については、担当職員の指示に従う。

(3) 情報セキュリティに関する事項

業務情報を取り扱う場合又は業務情報を取り扱う情報システムやウェブサイトの構築・運用等を行う場合、別紙9「情報セキュリティに関する事項」を遵守し、情報セキュリティ対策を実施すること。

(4) 著作権の帰属

- ①納入物にかかる著作権(著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む。以下同じ。)は、すべて特許庁に帰属するものとし、請負事業者は当該著作権を特許庁に無償で譲渡するものとする。

- ②著作権の帰属の時期は、納入した日から10日以内に特許庁が納入物を検査したうえで引渡しを受けた日とする。
- ③請負事業者が請負業務の一部を第三者に委託している場合、第三者が作成した成果物に対する著作権は、特許庁に帰属する。
- ④本業務にかかる調査文献等の情報に関する著作権については、請負事業者で調整する。

14. 課室情報セキュリティ責任者

特許庁審査業務部商標課長

根岸 克弘

15. 情報セキュリティ担当者

特許庁審査業務部商標課総括班長

片桐 保

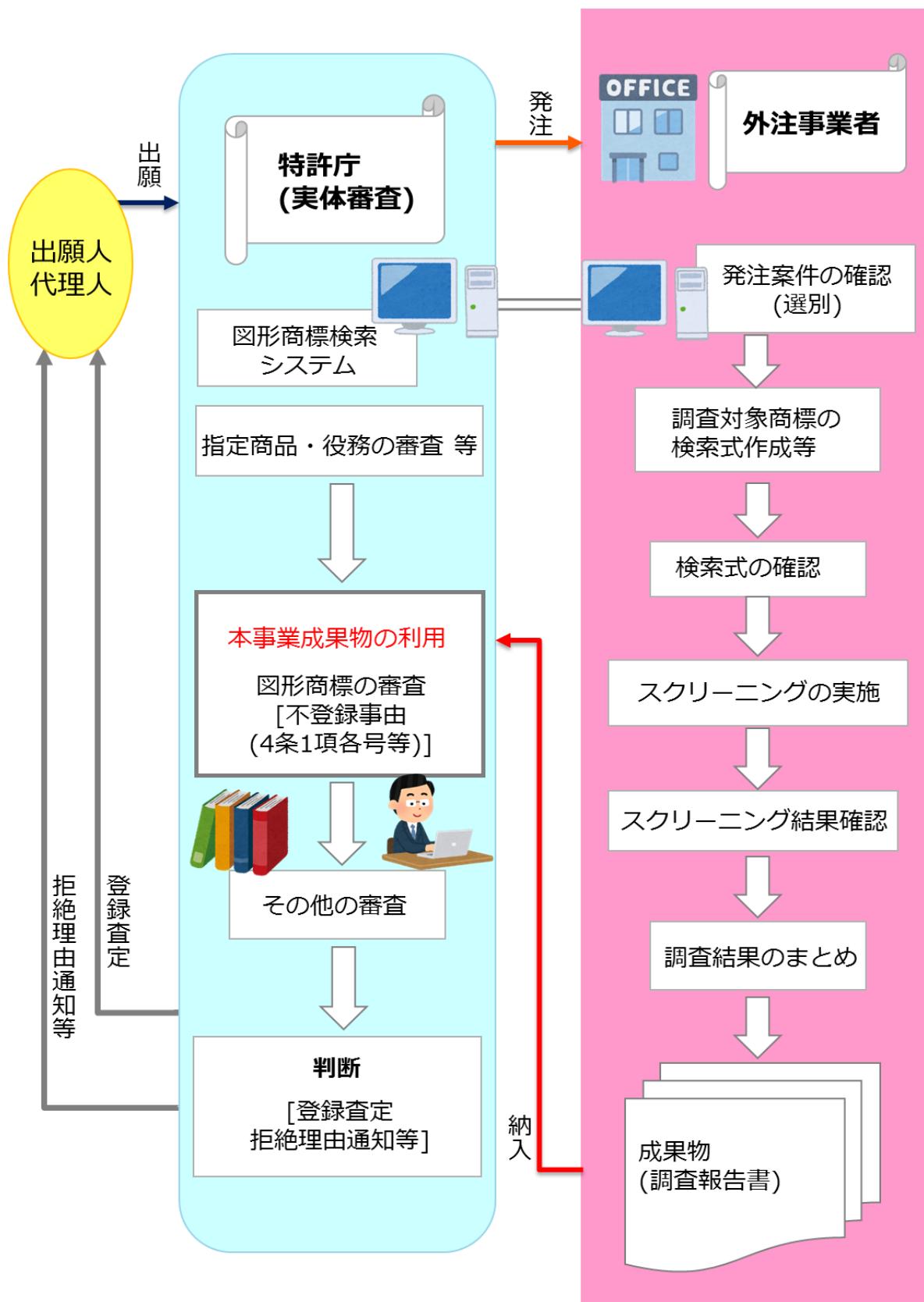
16. 担当者

特許庁審査業務部商標課商標審査推進室

岡 英範

※上記14. ~16. については、人事異動等により当該職員の変更があった場合には、新たに当該職に就いた職員とする。

商標審査前サーチレポート(図形商標の先行絞り込み調査)の作成工程及び活用イメージ



＜商標法 第3条 第1項＞

自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。

- 一 その商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標
- 二 その商品又は役務について慣用されている商標
- 三 その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、形状（包装の形状を含む。第二十六条第一項第二号及び第三号において同じ。）、生産若しくは使用の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格又はその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、態様、提供の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標
- 四 ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標
- 五 極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標
- 六 前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標

＜商標法 第4条 第1項＞

次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。

- 一 国旗、菊花紋章、勲章、褒章又は外国の国旗と同一又は類似の商標
- 二 パリ条約（千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーゲで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。）の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の國の紋章その他の記章（パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国旗を除く。）であつて、経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標
- 三 国際連合その他の国際機関（口において「国際機関」という。）を表示する標章であつて経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標（次に掲げるものを除く。）
 - イ 自己の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似するものであつて、その商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの
 - ロ 国際機関の略称を表示する標章と同一又は類似の標章からなる商標であつて、その国際機関と関係があるとの誤認を生ずるおそれがない商品又は役務について使用をするもの
- 四 赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律（昭和二十二年法律第百五十九号）第一条の標章若しくは名称又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百五十八条第一項の特殊標章と同一又は類似の

商標

- 五　日本国又はパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国の政府又は地方公共団体の監督用又は証明用の印章又は記号のうち経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の標章を有する商標であつて、その印章又は記号が用いられている商品又は役務と同一又は類似の商品又は役務について使用をするもの
- 六　国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、公益に関する団体であつて営利を目的としないもの又は公益に関する事業であつて営利を目的としないものを表示する標章であつて著名なものと同一又は類似の商標
- 七　公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標
- 八　他人の肖像若しくは他人の氏名(商標の使用をする商品又は役務の分野において需要者の間に広く認識されている氏名に限る。)若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を含む商標(その他人の承諾を得ているものを除く。)又は他人の氏名を含む商標であつて、政令で定める要件に該当しないもの
- 九　政府若しくは地方公共団体(以下「政府等」という。)が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官の定める基準に適合するもの又は外国でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会の賞と同一又は類似の標章を有する商標(その賞を受けた者が商標の一部としてその標章の使用をするものを除く。)
- 十　他人の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似する商標であつて、その商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの
- 十一　当該商標登録出願の日前の商標登録出願に係る他人の登録商標又はこれに類似する商標であつて、その商標登録に係る指定商品若しくは指定役務(第六条第一項(第六十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定により指定した商品又は役務をいう。以下同じ。)又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの
- 十二　他人の登録防護標章(防護標章登録を受けている標章をいう。以下同じ。)と同一の商標であつて、その防護標章登録に係る指定商品又は指定役務について使用をするもの
- 十三　削除
- 十四　種苗法(平成十年法律第八十三号)第十八条第一項の規定による品種登録を受けた品種の名称と同一又は類似の商標であつて、その品種の種苗又はこれに類似する商品若しくは役務について使用をするもの
- 十五　他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標(第十号から前号までに掲げるものを除く。)
- 十六　商品の品質又は役務の質の誤認を生ずるおそれがある商標
- 十七　日本国のみのぶどう酒若しくは蒸留酒の産地のうち特許庁長官が指定するものを表示する標章又は世界貿易機関の加盟国のみのぶどう酒若しくは蒸留酒の産地を表示する標章のう

ち当該加盟国において当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒若しくは蒸留酒について使用をすることが禁止されているものを有する商標であつて、当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒又は蒸留酒について使用をするもの

十八 商品等（商品若しくは商品の包装又は役務をいう。第二十六条第一項第五号において同じ。）が当然に備える特徴のうち政令で定めるもののみからなる商標

十九 他人の業務に係る商品又は役務を表示するものとして日本国内又は外国における需要者の間に広く認識されている商標と同一又は類似の商標であつて、不正の目的（不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。以下同じ。）をもつて使用をするもの（前各号に掲げるものを除く。）

＜商標法 第8条＞

同一又は類似の商品又は役務について使用をする同一又は類似の商標について異なつた日に二以上の商標登録出願があつたときは、最先の商標登録出願人のみがその商標について商標登録を受けることができる。ただし、後の日に商標登録出願をした商標登録出願人（以下この項において「後出願人」という。）が、商標登録を受けることについて先の日に商標登録出願をした商標登録出願人（当該商標登録出願人が複数あるときは、当該複数の商標登録出願人。以下この項及び第六項において「先出願人」という。）の承諾を得ており、かつ、当該後出願人がその商標の使用をする商品又は役務と当該先出願人がその商標の使用をする商品又は役務（当該商標が商標登録された場合においては、その登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の業務に係る商品又は役務）との間で混同を生ずるおそれがないときは、当該後出願人もその商標について商標登録を受けることができる。

2 同一又は類似の商品又は役務について使用をする同一又は類似の商標について同日に二以上の商標登録出願があつたときは、商標登録出願人の協議により定めた一の商標登録出願人のみがその商標について商標登録を受けることができる。ただし、全ての商標登録出願人が、商標登録を受けることについて相互に承諾しており、かつ、それぞれの商標の使用をする商品又は役務との間で混同を生ずるおそれがないときは、当該全ての商標登録出願人がそれぞれの商標について商標登録を受けることができる。（以下略）

商標審査前サーチレポート(図形商標の先行絞り込み調査)作成事業で使用する機器類等

1. 業務用PC及びソフトウェア

(1) 業務用PC及びソフトウェアは、以下のもの(或いは業務用PCについては以下のものと同等品)を使用すること。

(2) ICカードは、特許庁が貸与するものを利用する。

(3) SmartOn IDのライセンスのうち、認証デバイス(ICカード分)購入が必要なライセンス(SmartOn IDアクティベートクンライセンス)及びサーバに紐づくライセンスは、特許庁がライセンスを保有しているため、事業者の個別購入は不要である。他方、事業者の用意するPCに紐づくライセンス(SmartOn ID PC インストールライセンス)は、事業者が用意すること。

(4) ACTCenter PIM Client及びAnyConnect VPN Clientは、特許庁から提供するため、事業者の個別購入は不要である。

種別	型番	製品名	製造元	バージョン	備考
業務用PC	FMVU48006	LIFEBOOK U7312/J	富士通株式会社	—	【CPU】 インテル® Core™ i5-1250P 【メモリ】 16GB 【システムディスク】 512GB 【内蔵ディスプレイ】 フルHD(1920×1080ドット)、HD(1366×768ドット)、最大1677万色、13.3型ワイド 【映像出力】 HDMI:最大4096×2160ドット/ 最大1677万色
外部ディスプレイ ICカードリーダー	EV2760-WT	FlexScan EV2760	EIZO株式会社	—	27型、アスペクト比16:9、解像度2,560×1,440
カラープリンタ	SO-SOL215A-D	ICカードリーダー	株式会社ソリトンシステムズ	—	
LP-S8180PS	LP-S8180シリーズ	セイコーエプソン株式会社	—		
ソフトウェア	—	Windows 10	日本マイクロソフト株式会社	10 Enterprise 2021 LTSC	
	—	Office LTSC Professional Plus	日本マイクロソフト株式会社	2021	
	—	FontCity フォントパック	富士通株式会社	4	
	—	SmartOn ID(クライアント)	株式会社ソリトンシステムズ	2.8.1.15A	
	—	Internet Explorer 11	日本マイクロソフト株式会社	11	
	—	Edge	日本マイクロソフト株式会社	136.0.3240.76	
	—	Adobe Acrobat Reader DC	アドビシステムズ株式会社	24.005.20320	
	—	ImageGear .NET V25	株式会社ラネクシー	25.2	
	—	ComponentAA/Client J Spread-E	富士通株式会社	4.0.0	
	—	TPBroker for Java	株式会社日立製作所	03-04/A	
	—	TPBroker Client	株式会社日立製作所	05-21	
	—	Java SE Runtime Environment	日本オラクル株式会社	8 update 311	
	—	Java SE Development Kit	日本オラクル株式会社	8 update 311	
	—	Microsoft Visual C++ 2017 再頒布可能パッケージ	日本マイクロソフト株式会社	[64bit版] 14.16.27033.0 [32bit版] 14.16.27033.0	
	—	Microsoft .NET Framework	日本マイクロソフト株式会社	4.8	
	—	Microsoft .NET Framework Language Pack	日本マイクロソフト株式会社	4.8	
	—	AnyConnect VPN Client	NTTテクノクロス株式会社	4.10.06090	
	—	ACTCenter PIM Client	NTTテクノクロス株式会社	6.1	

* (1)について同等品を使用する場合、庁担当者にその旨を連絡すること。当該同等品を使用して図形審査システムが正常に動作しない場合には、請負業者の責任において動作すること。

* 事業で使用するセキュリティに関するソフトウェアについては、請負業者として決定後、庁担当者からの指示に従い準備すること

2. 回線

(1) 広域イーサ等の専用回線を、100Base-TXで庁の環境に接続すること。接続に際しては庁担当者の指示に従うこと。

なお専用回線の敷設に当たっては、契約開始に間に合うように業者と調整し、敷設すること。

<参考>

平成30年度、本事業で使用している回線：ビジネスイーサ ワイド 100Mアクセス

商標審査前サーチレポート
(図形商標の先行絞り込み調査)

- I. 商標登録出願(国内)
- II. 国際商標登録出願(指定国官庁)

データ形式等

I. 国内の図形商標審査前調査媒体等

【発注媒体形式】

特許庁からの発注データは以下の形式とする。

媒体	CD-RW
媒体格納形式	CSV形式(CD-RW)
格納データ最大総容量	700MB(CD-RW)
文字コード	SJIS
格納ディレクトリ構成	別添1参照
格納ファイル	・発注番号一覧ファイル(別添2参照)

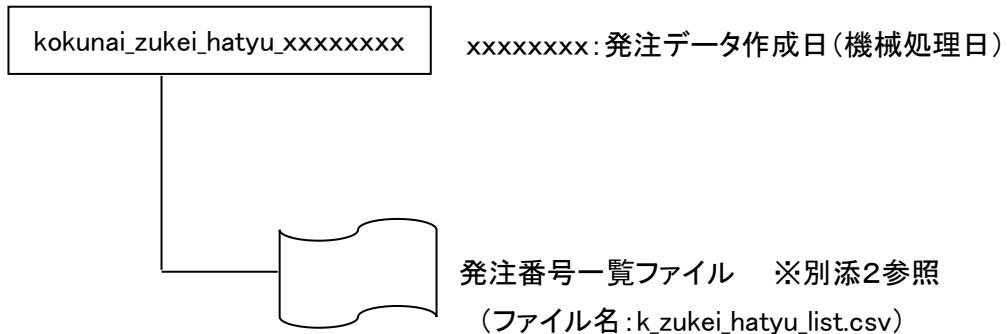
【納品媒体形式】

特許庁への納品データは以下の形式とする。

媒体	DVD-R				
媒体格納形式	tar形式 ※OpenSSLによるAES(鍵長:256)による暗号化。				
格納データ最大総容量	4.7GB				
文字コード	SJIS				
格納ディレクトリ構成	別添3参照				
格納ファイル	<table border="1"><tr><td>・サーチレポート納品番号一覧ファイル(別添4参照)</td><td>以下の条件を満たすこと。 ・納品番号でソート(昇順)すること。 ・納品番号が重複ないこと。 ・納品番号とディレクトリ構成の整合性がとれていること。 (ディレクトリ構成は別添3参照)</td></tr><tr><td>・イメージ情報</td><td>以下の条件を満たすこと。 ・1ページにつき1イメージとする。 ・イメージデータはTIF形式であること。 ・イメージデータは解像度識別が200dpiであること。 ・イメージデータ識別については'2'(図形)を設定すること。 ・ファイル名は出願番号+'_(アンダーバー)+ ページ番号(3桁)+'.TIF'とすること(すべて半角コード) ・ページ番号は前ゼロ埋めで数字の連番とする。 ・イメージデータは白黒2値のG4圧縮であること。 ・バイトオーダーは"II"であること。 ・イメージデータはシングルストリップ形式で格納すること。 ・色空間指定(PhotometricInterpretation)は"0"であること。 ・イメージデータの向き(Orientation)は"1"であること。</td></tr></table>	・サーチレポート納品番号一覧ファイル(別添4参照)	以下の条件を満たすこと。 ・納品番号でソート(昇順)すること。 ・納品番号が重複ないこと。 ・納品番号とディレクトリ構成の整合性がとれていること。 (ディレクトリ構成は別添3参照)	・イメージ情報	以下の条件を満たすこと。 ・1ページにつき1イメージとする。 ・イメージデータはTIF形式であること。 ・イメージデータは解像度識別が200dpiであること。 ・イメージデータ識別については'2'(図形)を設定すること。 ・ファイル名は出願番号+'_(アンダーバー)+ ページ番号(3桁)+'.TIF'とすること(すべて半角コード) ・ページ番号は前ゼロ埋めで数字の連番とする。 ・イメージデータは白黒2値のG4圧縮であること。 ・バイトオーダーは"II"であること。 ・イメージデータはシングルストリップ形式で格納すること。 ・色空間指定(PhotometricInterpretation)は"0"であること。 ・イメージデータの向き(Orientation)は"1"であること。
・サーチレポート納品番号一覧ファイル(別添4参照)	以下の条件を満たすこと。 ・納品番号でソート(昇順)すること。 ・納品番号が重複ないこと。 ・納品番号とディレクトリ構成の整合性がとれていること。 (ディレクトリ構成は別添3参照)				
・イメージ情報	以下の条件を満たすこと。 ・1ページにつき1イメージとする。 ・イメージデータはTIF形式であること。 ・イメージデータは解像度識別が200dpiであること。 ・イメージデータ識別については'2'(図形)を設定すること。 ・ファイル名は出願番号+'_(アンダーバー)+ ページ番号(3桁)+'.TIF'とすること(すべて半角コード) ・ページ番号は前ゼロ埋めで数字の連番とする。 ・イメージデータは白黒2値のG4圧縮であること。 ・バイトオーダーは"II"であること。 ・イメージデータはシングルストリップ形式で格納すること。 ・色空間指定(PhotometricInterpretation)は"0"であること。 ・イメージデータの向き(Orientation)は"1"であること。				

I. 国内の図形商標審査前調査発注データ

【別添1】国内の図形調査発注データ格納ディレクトリ構成



I. 国内の図形商標審査前調査発注データ

【別添2】発注番号一覧ファイル

発注番号一覧ファイル																																												
ファイル 名称	発注番号一覧ファイル	ファイル ID		データ量	固定長 (26バイト/レコード)	ファイル 媒体	D I S K	CSV形式																																				
<table border="1"><thead><tr><th>相対バイト</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th></tr></thead><tbody><tr><td>項目名</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>属性</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td><td></td><td></td></tr><tr><td>バイト数</td><td>11</td><td>1</td><td>8</td><td>1</td><td>4</td><td>1</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>									相対バイト	1	2	3	4	5	6	7	8	項目名									属性	c	c	c	c	c	c			バイト数	11	1	8	1	4	1		
相対バイト	1	2	3	4	5	6	7	8																																				
項目名																																												
属性	c	c	c	c	c	c																																						
バイト数	11	1	8	1	4	1																																						
発注番号	区切り記号 (タブ)	発注データ作成日	区切り文字 (タブ)	代表審査室 コード	ENDマーク (改行)																																							

I. 国内の図形商標審査前調査発注データ

【別添2 補足】 発注番号一覧ファイル

補足 項目編集条件表		発注番号一覧ファイル						
項目番	項目名	属性	バイト数	N.C.	SPACE	編集内容	入力ファイル名	備考
1	発注番号 (必須)	char	11			左詰後ろスペースで出願番号を設定する。 西暦年4桁十番号6桁(前ゼロ埋め)の形式		全ての項目が SJIS半角コード であること。
2	区切り文字(タブ)	char	1			タブ(0x09)を設定する。		
3	発注データ作成日 (必須)	char	8			発注データを外部媒体に格納した日付を設定する。		
4	区切り文字(タブ)	char	1			タブ(0x09)を設定する。		
5	代表審査室コード	char	4			代表審査室コードを設定する。		
6	エンドマーク (必須)	char	1			改行コード(0xa)を設定する。		

I. 国内の図形商標審査前調査納品データ

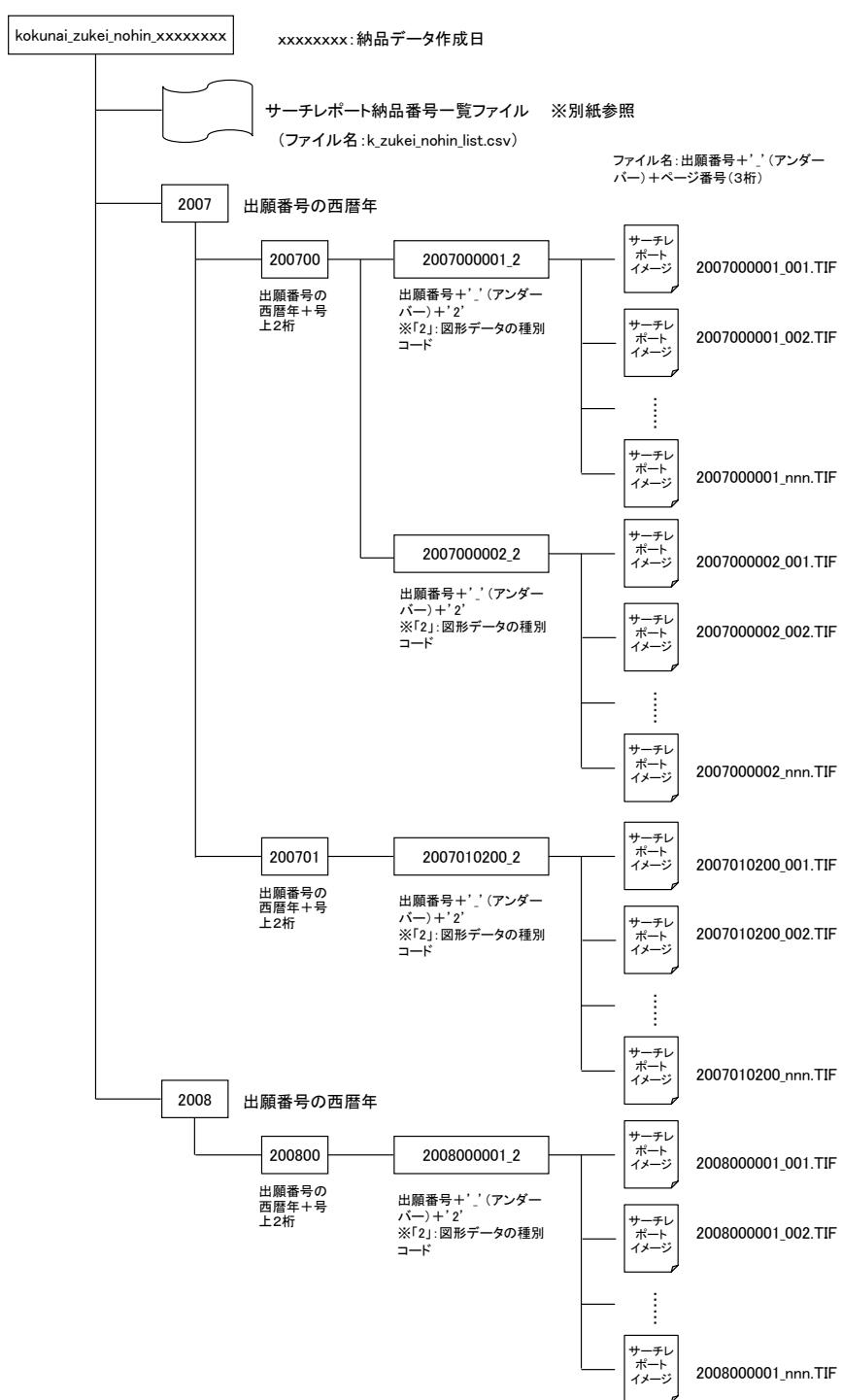
【別添3】 図形調査納品データ格納ディレクトリ構成

本納品媒体はOpenSSLによりAES(鍵長:256)による暗号化が行われていることとする。共通鍵については、別途連絡を行うものとする。納品媒体には以下1ファイルがtar形式により格納されていることとする。

kokunai_zukei_nojinxxxxxxxx.crypt

以下ファイル名を出力ファイルに指定を行い、共通鍵により復号を行う。

kokunai_zukei_nojin_xxxxxxxxx.tar xxxxxxxxx:納品データ作成日



I. 国内の図形商標審査前サーチレポート納品データ

【別添4】 サーチレポート納品番号一覧ファイル

I. 国内の図形商標審査前納品データ

【別添4 補足】調査納品番号一覧ファイル

補足 項目編集条件表		調査納品番号一覧ファイル							
項目番号	項目名	属性	バイト数	N.C.	SPACE	編集内容	N.C.(Not Change)…そのまま設定する。	入力ファイル名	備考
1	納品番号 (必須)	char	11			左詰後ろスペースで出願番号を設定する。 西暦年4桁+番号6桁(前ゼロ埋め)の形式			全ての項目が SJIS半角コード であること。
2	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。			
3	イメージデータ識別 (必須)	char	1			'2'(図形データ)を設定			
4	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。			
5	イメージデータタイプ識別 (必須)	char	1			'1'(TIF)を設定			
6	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。			
7	イメージデータ解像度識別 (必須)	char	1			'1'(200dpi)を設定			
8	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。			
9	イメージデータ総ページ数 (必須)	char	3			当該出願番号のイメージデータ総ページ数を 前ゼロ埋めで設定する。			
10	ENDマーク (必須)	char	1			改行コード(0x0a)を設定する。			

II. 国際商標登録出願の图形商標審査前調査媒体等

【発注媒体形式】

特許庁からの発注データは以下の形式とする。

媒体	CD-RW
媒体格納形式	CSV形式(CD-RW)
格納データ最大総容量	700MB(CD-RW)
文字コード	SJIS
格納ディレクトリ構成	別添1参照
格納ファイル	・発注番号一覧ファイル(別添2参照)

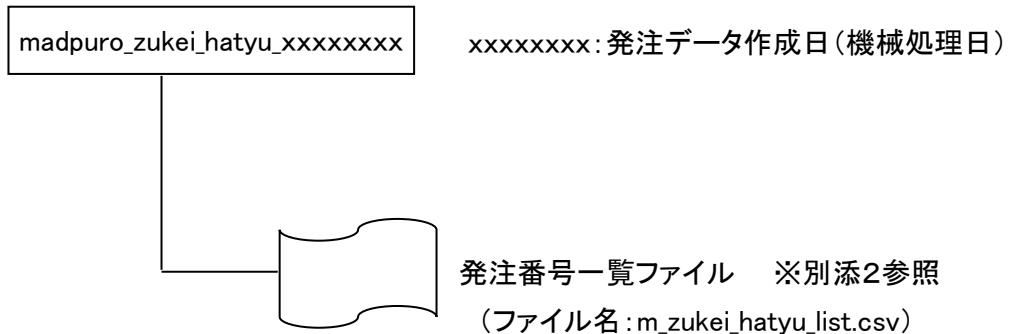
【納品媒体形式】

特許庁への納品データは以下の形式とする。

媒体	DVD-R				
媒体格納形式	tar形式 ※OpenSSLによりAES(鍵長:256)による暗号化。				
格納データ最大総容量	4.7GB 原則、1回の納入は、DVD-R1枚によるものとする。 また、1枚に蓄積する最大容量は4.7GBまでとする。				
文字コード	SJIS				
格納ディレクトリ構成	別添3参照				
格納ファイル	<table border="1"><tr><td>・納品対象案件ファイル (別添4参照)</td><td>以下の条件を満たすこと。 ・管理番号でソート(昇順)すること。 ・管理番号が重複しないこと。 ・納品番号とディレクトリ構成の整合性がとれていること。 (ディレクトリ構成は別添3参照)</td></tr><tr><td>(2)イメージ情報 (別添3参照)</td><td>ファイル条件は以下のとおり ・1ページにつき1イメージとする。 ・イメージデータはTIF形式であること。 ・イメージデータは解像度識別が200dpiであること。 ・イメージデータ識別については、'6'(その他イメージ)を設定すること。 ・ファイル名は、出願番号(10桁)+'_'(アンダーバー)+ページ番号(3桁)+'.TIF'とすること。(すべて半角コード) ・ページ番号は前ゼロ埋めで数字の連番とする。 ・イメージデータは白黒2値のG4圧縮であること。 ・バイトオーダーは"II"であること。 ・イメージデータはシングルストリップ形式で格納すること。 ・色空間指定(PhotometricInterpretation)は"0"であること。 ・イメージデータの向き(Orientation)は"1"であること。</td></tr></table>	・納品対象案件ファイル (別添4参照)	以下の条件を満たすこと。 ・管理番号でソート(昇順)すること。 ・管理番号が重複しないこと。 ・納品番号とディレクトリ構成の整合性がとれていること。 (ディレクトリ構成は別添3参照)	(2)イメージ情報 (別添3参照)	ファイル条件は以下のとおり ・1ページにつき1イメージとする。 ・イメージデータはTIF形式であること。 ・イメージデータは解像度識別が200dpiであること。 ・イメージデータ識別については、'6'(その他イメージ)を設定すること。 ・ファイル名は、出願番号(10桁)+'_'(アンダーバー)+ページ番号(3桁)+'.TIF'とすること。(すべて半角コード) ・ページ番号は前ゼロ埋めで数字の連番とする。 ・イメージデータは白黒2値のG4圧縮であること。 ・バイトオーダーは"II"であること。 ・イメージデータはシングルストリップ形式で格納すること。 ・色空間指定(PhotometricInterpretation)は"0"であること。 ・イメージデータの向き(Orientation)は"1"であること。
・納品対象案件ファイル (別添4参照)	以下の条件を満たすこと。 ・管理番号でソート(昇順)すること。 ・管理番号が重複しないこと。 ・納品番号とディレクトリ構成の整合性がとれていること。 (ディレクトリ構成は別添3参照)				
(2)イメージ情報 (別添3参照)	ファイル条件は以下のとおり ・1ページにつき1イメージとする。 ・イメージデータはTIF形式であること。 ・イメージデータは解像度識別が200dpiであること。 ・イメージデータ識別については、'6'(その他イメージ)を設定すること。 ・ファイル名は、出願番号(10桁)+'_'(アンダーバー)+ページ番号(3桁)+'.TIF'とすること。(すべて半角コード) ・ページ番号は前ゼロ埋めで数字の連番とする。 ・イメージデータは白黒2値のG4圧縮であること。 ・バイトオーダーは"II"であること。 ・イメージデータはシングルストリップ形式で格納すること。 ・色空間指定(PhotometricInterpretation)は"0"であること。 ・イメージデータの向き(Orientation)は"1"であること。				

II. 国際商標登録出願の図形商標審査前調査発注データ

別添1 国際商標登録出願の図形調査発注データ格納ディレクトリ構成



II. 国際商標登録出願の図形商標審査前調査発注データ

【別添2】発注番号一覧ファイル

発注番号一覧ファイル								
ファイル 名称	発注番号一覧ファイル	ファイル I D		データ量	固定長 (26バイト/レコード)	ファイル 媒体	D I S K	CSV形式
相対バイト	1 1 1 1 1 1 1 1 10	1 1 1 1 1 1 1 1 20	1 1 1 1	区 切 り 文 字 (タ ブ)	区 切 り 文 字 (タ ブ)	代 表 審 査 室 コ ー ド	E N D マ ー ク (改 行)	
項目名	発注番号	区切り記号(タブ)	発注データ作成日					
属性	c	c	c	c	c	c		
バイト数	11	1	8	1	4	1		

II. 國際商標登録出願の図形商標審査前調査発注データ

【別添2 補足】発注番号一覧ファイル

項目編集条件表		発注番号一覧ファイル						
項目番	項目名	属性	バイト数	N.C.	SPACE	編集内容	入力ファイル名	備考
1	発注番号 (必須)	char	11			左詰後ろスペースで庁内整理番号を設定する。 西暦年4桁+番号6桁(前ゼロ埋め)+分割記号1桁 の形式		全ての項目が SJIS半角コード であること。
2	区切り文字(タブ)	char	1			タブ(0x09)を設定する。		
3	発注データ作成日 (必須)	char	8			発注データを外部媒体に格納した日付を設定する。		
4	区切り文字(タブ)	char	1			タブ(0x09)を設定する。		
5	代表審査室コード	char	4			代表審査室コードを設定する。		
6	エンドマーク (必須)	char	1			改行コード(0x0a)を設定する。		

- <国際商標登録出願>図形サーチ 納入データ
- <国際商標登録出願>納入データ 格納ディレクトリ構成

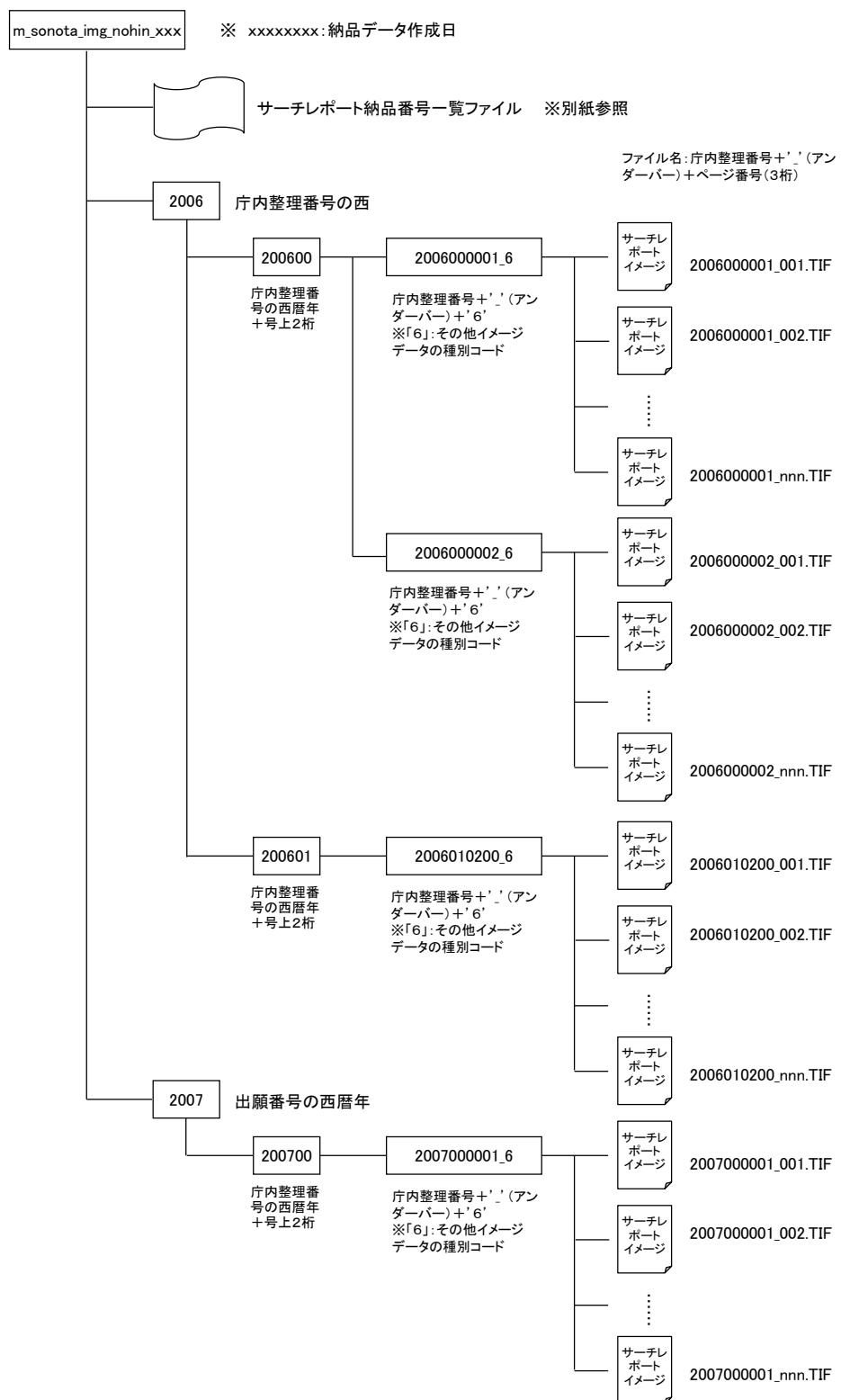
本納品媒体はOpenSSLによりAES(鍵長:256)による暗号化が行われていることとする。共通鍵については、別途連絡を行うものとする。納品媒体には以下1ファイルがtar形式により格納されていることとする。

m_sonota_img_nojinxxxxxxxx.crypt

以下ファイル名を出力ファイルに指定を行い、共通鍵により復号を行う。

復号後ファイル名 例)
m_sonota_img_nojin_xxxxxxxxxx.tar
※ xxxxxxxxxx: 納品データ作成日

復号した上記ファイルは以下形式により、tarによりディレクトリ中にサーチレポート納品番号一覧ファイル、サーチレポートデータが格納されていることとする。



＜国際商標登録出願＞図形サーチ 納入データ

■ <国際商標登録出願>納入番号ファイル／レコード仕様

ファイル 名称	サーチレポート納品番号一 覧ファイル	ファイル I D		データ量	固定長 (22バイト/レコード)	ファイル 媒体	D I S K	CSV形式
------------	-----------------------	-------------	--	------	---------------------	------------	---------	-------

＜国際商標登録出願＞図形サーチ 納入データ

■ <国際商標登録出願>納入番号一覧ファイル／レコード仕様[項目編集条件]

N.C.(Not Change)…そのまま設定する。

項目番	項目名	属性	バイト数	N.C.	SPACE	編集内容	入力ファイル名	備考
1	納品番号	char	11			左詰後ろスペースで庁内整理番号を設定する。 西暦年4桁+番号6桁(前ゼロ埋め)+分割記号1文字の形式		全ての項目が SJIS半角コード であること。
2	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。		
3	イメージデータ識別	char	1			イメージデータ識別を設定する。 '6'(その他イメージ)を設定する。		
4	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。		
5	イメージデータタイプ識別	char	1			イメージデータタイプ識別を設定する。 '1'(TIF)を設定する。		
6	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。		
7	イメージデータ解像度識別	char	1			イメージデータ解像度識別を設定する。 '1' (200dpi)を設定する。		
8	区切り文字(カンマ)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定する。		
9	イメージデータ総ページ数	char	3			当該出願番号のイメージデータ総ページ数を 前ゼロ埋めで設定する。		
10	ENDマーク	char	1			改行コード(0x0a)を設定する。		

納入案件番号一覧リスト
(図形商標の先行絞り込み調査)

別紙3-1

	出願番号	担当審査室	発注日	サーチレポート作成日	納入日
1	20**-*****	○○	20**. **. **	20**. **. **	20**. **. **
2	20**-*****	○○	20**. **. **	20**. **. **	20**. **. **
3	20**-*****	○○	20**. **. **	20**. **. **	20**. **. **
4	20**-*****	○○	20**. **. **	20**. **. **	20**. **. **
5	20**-*****	○○	20**. **. **	20**. **. **	20**. **. **
6	20**-*****	○○	20**. **. **	20**. **. **	20**. **. **
7	20**-*****	○○	20**. **. **	20**. **. **	20**. **. **
8	20**-*****	○○	20**. **. **	20**. **. **	20**. **. **
9	20**-*****	○○	20**. **. **	20**. **. **	20**. **. **
10	20**-*****	○○	20**. **. **	20**. **. **	20**. **. **
11	20**-*****	○○	20**. **. **	20**. **. **	20**. **. **
12	20**-*****	○○	20**. **. **	20**. **. **	20**. **. **
13	20**-*****	○○	20**. **. **	20**. **. **	20**. **. **
14	20**-*****	○○	20**. **. **	20**. **. **	20**. **. **
15	20**-*****	○○	20**. **. **	20**. **. **	20**. **. **
16	20**-*****	○○	20**. **. **	20**. **. **	20**. **. **
17	20**-*****	○○	20**. **. **	20**. **. **	20**. **. **
18	20**-*****	○○	20**. **. **	20**. **. **	20**. **. **
19	20**-*****	○○	20**. **. **	20**. **. **	20**. **. **
20	20**-*****	○○	20**. **. **	20**. **. **	20**. **. **
21	20**-*****	○○	20**. **. **	20**. **. **	20**. **. **
22	20**-*****	○○	20**. **. **	20**. **. **	20**. **. **
23	20**-*****	○○	20**. **. **	20**. **. **	20**. **. **
24	20**-*****	○○	20**. **. **	20**. **. **	20**. **. **
25	20**-*****	○○	20**. **. **	20**. **. **	20**. **. **
26	20**-*****	△△	20**. **. **	20**. **. **	20**. **. **
27	20**-*****	△△	20**. **. **	20**. **. **	20**. **. **
28	20**-*****	△△	20**. **. **	20**. **. **	20**. **. **
29	20**-*****	△△	20**. **. **	20**. **. **	20**. **. **
30	20**-*****	△△	20**. **. **	20**. **. **	20**. **. **
31	20**-*****	△△	20**. **. **	20**. **. **	20**. **. **
32	20**-*****	△△	20**. **. **	20**. **. **	20**. **. **
33	20**-*****	△△	20**. **. **	20**. **. **	20**. **. **
34	20**-*****	△△	20**. **. **	20**. **. **	20**. **. **
35	20**-*****	△△	20**. **. **	20**. **. **	20**. **. **
36	20**-*****	◆◆	20**. **. **	20**. **. **	20**. **. **
37	20**-*****	◆◆	20**. **. **	20**. **. **	20**. **. **
38	20**-*****	◆◆	20**. **. **	20**. **. **	20**. **. **
39	20**-*****	◆◆	20**. **. **	20**. **. **	20**. **. **
40	20**-*****	◆◆	20**. **. **	20**. **. **	20**. **. **
41	20**-*****	◆◆	20**. **. **	20**. **. **	20**. **. **
42	20**-*****	◆◆	20**. **. **	20**. **. **	20**. **. **
43	20**-*****	◆◆	20**. **. **	20**. **. **	20**. **. **
44	20**-*****	◆◆	20**. **. **	20**. **. **	20**. **. **
45	20**-*****	◆◆	20**. **. **	20**. **. **	20**. **. **
46	20**-*****	◆◆	20**. **. **	20**. **. **	20**. **. **
47	20**-*****	◆◆	20**. **. **	20**. **. **	20**. **. **
48	20**-*****	◆◆	20**. **. **	20**. **. **	20**. **. **
49	20**-*****	◆◆	20**. **. **	20**. **. **	20**. **. **
50	20**-*****	◆◆	20**. **. **	20**. **. **	20**. **. **
51	20**-*****	◆◆	20**. **. **	20**. **. **	20**. **. **
52	20**-*****	◆◆	20**. **. **	20**. **. **	20**. **. **

調査報告書
商標審査前サーチレポート(図形商標の先行絞り込み調査)

1	審査室						
	化学	食品	機械	雑貨纖維	産業役務	一般役務	マドプロ
2	出願番号 —						
3	調査結果 1 類似する先行商標はありませんでした。 2 色彩調査有り 3 その他()						
4	スクリーニング日 令和 年 月 日				作成日 令和 年 月 日		
5	作成者				管理者		

图形商標検索
システム

業務選択メニュー

単件審査

[本願指定](#)

图形審査結果確認

[本願指定](#)

ウイーン图形分類調査

[分類検索](#)[キーワード検索](#)

ウイーン图形分類確認

[本願範囲指定](#)

中断情報確認

[中断情報選択](#)

基本マヌタ照会

ウイーン图形分類
参照

終了

単件審査

出願番号

①-1
調査対象案件の出願番号を入力。

①-2
実行する。

图形商標検索システム - Microsoft Internet Explorer

图形商標検索システム

業務選択メニュー

- 単件検査
- 本願指定
- 图形検査結果確認
- 本願指定
- ウイーン图形分類調査
- 分類検索
- キーワード検索
- ウイーン图形分類確認
- 本願範囲指定
- 中断情報確認
- 中断情報選択

単件検査

出願番号 2008 - 000114 /

下記の検索条件でよろしければ、左下の「検索」ボタンをクリックしてください。

No. ウイーン图形分類 ヒット件数 説明文

出願番号 [2008-000114](#)

出願人 [REDACTED]

イメージを拡大表示するにはイメージをクリックしてください

区分
41

全類擬制 第80版 全類擬制展開した類似群コードで検索

類似群コード
41A01 41A03 41C04 41E05 41F01
41F02 41F03 41F04 41F05 41J01
41M03

検索指定記号を判断する

1. *02.09.14
2. A02.09.15
3. 26.03.23
4.
5.
6.
7.
8.
9.
10.
...

手、茶碗のようにくぼんだ手、指、広げた手（手のひら、手の甲）
角を構成する線又は帯 注：線又は

②ウイーン图形分類の確認。
追加した方が良いと思えば追加する。
変更した場合は変更内容がわかるよう報告書に記載する。

③類似群コードの確認。
類似群コードが適切に付与されているか確認して、修正が必要なものは修正する。修正内容がわかるよう報告書に記載する。

图形商標検索システム - Microsoft Internet Explorer

图形商標検索システム

業務選択メニュー

単件審査

出願番号 2008 - 000114 /

下記の検索条件でよろしければ、左下の「検索」ボタンをクリックしてください。
No. ウイーン图形分類 ヒット件数 説明文

出願番号 [2008-000114](#)

出願人 [REDACTED]

検索類似群一覧

終了

41A01 41A03 41C04 41E05 41F01
41F02 41F03 41F04 41F05 41J01
41M03

本一覧

検索

41F01
41J01

④類似群コードの確認
類似群コードエリアに表示されない場合には「検索類似群確認」ボタンをクリックし、全ての類似群コードを表示させ印刷する。

検索類似群確認

検索指定記号を判断する

1. - *02.09.14
手、茶碗のようにくぼんだ手、指、
広げた手（手のひら、手の甲）
角を構成する線又は帯 注：線又は

2. 1 - A02.09.15

3. - 26.03.23

4. -

5. -

6. -

7. -

8. -

9. -

10. -

..

图形商標検索 システム

業務選択メニュー

単件審査

[本願指定](#)

图形審査結果確認

[本願指定](#)

ウイーン图形分類調査

[分類検索](#)
[キーワード検索](#)

ウイーン图形分類確認

[本願範囲指定](#)

中断情報確認

[中断情報選択](#)
[基本マスタ照会](#)
[ウイーン图形分類
参照](#)
[終了](#)

単件審査

出願番号 2008 - 000114 /

下記の検索条件でよろしければ、左下の「検索」ボタンをクリックしてください。

No. ウイーン图形分類 ヒット件数 説明文

出願番号 2008-000114

出願人



イメージを拡大表示するにはイメージをクリックしてください

区分

41

全類擬制 第09版

全類擬制展開した類似群コードで検索

類似群コード

41A01 41A03 41C04 41E05 41F01
41F02 41F03 41F04 41F05 41J01
41M03

検索指定記号を判断する

- | | |
|-----|---|
| 1. | <input type="checkbox"/> - *02.09.14 |
| 2. | <input checked="" type="checkbox"/> 1 - A02.09.15 |
| 3. | <input type="checkbox"/> - 26.03.23 |
| 4. | <input type="checkbox"/> - |
| 5. | <input type="checkbox"/> - |
| 6. | <input type="checkbox"/> - |
| 7. | <input type="checkbox"/> - |
| 8. | <input type="checkbox"/> - |
| 9. | <input type="checkbox"/> - |
| 10. | <input type="checkbox"/> - |
| ... | |

手、茶碗のようにくぼんだ手、指、

広げた手（手のひら、手の甲）

角を構成する線又は帯 注：線又は

⑤検索を実行する。
検索指定記号の「レ」をはずし、実行する。

图形商標検索 システム

業務選択メニュー

単件審査

[本願指定](#)

图形審査結果確認

[本願指定](#)

ウイーン图形

[分類検索](#)[キーワード検索](#)

ウイーン图形分類確認

[本願範囲指定](#)

中断情報確認

[中断情報選択](#)

単件審査

出願番号 2008 - 114 /

[クリア](#)[実行](#)

検索条件を変更する場合、左下の「条件編集」ボタンをクリックしてください。

No. ウイーン图形分類 ヒット件数 説明文

出願番号 2008-000114

出願人

⑥-2 検索式の選択
No. 押下で検索実行。
報告書には、採用した検索式のNo.に手書きで○印を付す。



イメージを拡大表示するにはイメージをクリックしてください

[立体一覧](#)

区分

41

⑥-1 検索式の作成
AND, OR, NOT等を使用し検索式を作成する。検索漏れの無いように注意が必要。

[ウイーン图形分類参照](#)[終了](#)

41MU3

[検索類似群確認](#)[条件編集](#) 検索指定記号を判断する

1. -*02.09.14
2. A02.09.15
3. -26.03.23
4. -
5. -
6. -
7. -
8. -
9. -
10. -

407 手、茶碗のようにくぼんだ手、指、

139 広げた手（手のひら、手の甲）

2655 角を構成する線又は帯 注：線又は

No. 検索式

- [A. 1+2+3](#)
- [B. 2+3](#)
- [C. 1+3](#)
- [D. B*C](#)
- [E. A*B*C](#)
- [F.](#)
- [G.](#)
- [H.](#)
- [I.](#)
- [J.](#)

ヒット件数

3039

2787

3039

2787

2787

検索式

[検索式追加](#)[検索式全クリア](#)

No.を使用して検索式を入力してください。（例 1*A）

検索条件(*: AND +: 重複排除ありのOR @: 重複排除無しのOR -: NOT)

スクリーニングしたい分類又は検索式のNo.を直接クリックしてください

① 図形審査スクリーニング

前頁 次頁 自動頁送り ホーム 検索条件 表示形式 中断保存 終了

No. 000000/003038 No. 000028/003038 No. 000029/003038 No. 000030/003038

本願

⑦-1 スクリーニング
調査対象案件と同一又は類似する商標を調査する。

⑦-2 しおりマークの付与
同一又は類似するもの全てにしおりマークを付与する。

⑧自他情報の付与
出願人本人の商標か、他人の商標なのかを設定する。

WAKUWAKU HAND BALL CLUB 1969 SHIZUOKA ASPECT ウォルサム ペットケアとペット栄養学の世界最高権威

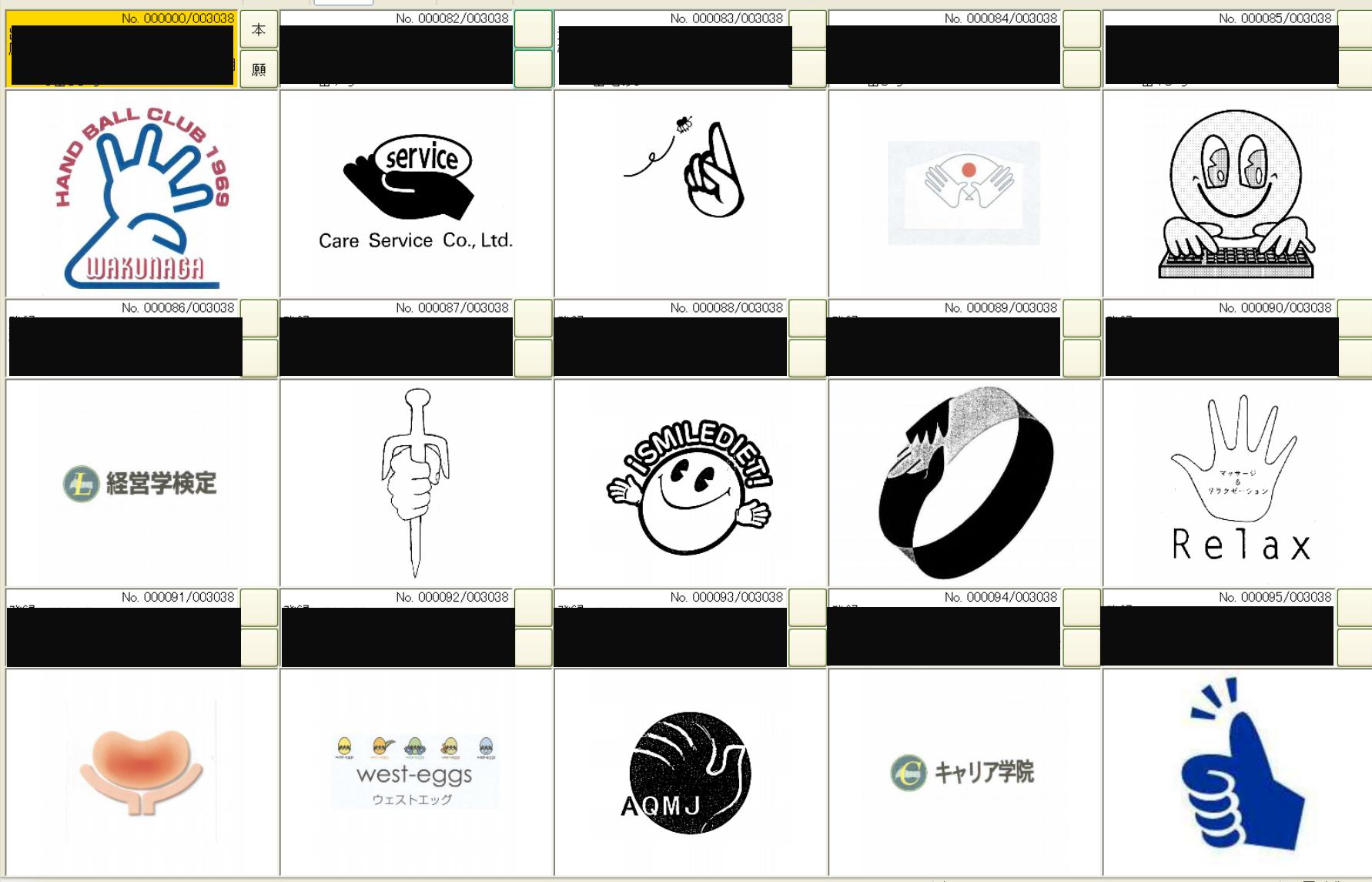
SIGN DANCE MUSICAL サインダンスミュージカル

GE 海東剣道 HAIDONG GUMDO 해동검도

陪智カ流

出願 2008-000114 8図形式

前頁 次頁 自動盲送り ジャンプ しより検索 本願固定 検索条件 表示形式 中断保存 終了



图形審査スクリーニング

ファイル(E) 編集(E) 表示(V) 操作(O) ツール(H) ヘルプ(H)

前頁 次頁 自動直送り ジャンプ しおり検索 本願固定 検索条件 表示形式 中断保存 終了

No. 000000/000002 本願 しおり検索 本願固定 検索条件 表示形式 中断保存 終了

No. 000001/000002 *

No. 000002/000002 *

他

他

⑨絞り込みを行う
しおりマークを付与した商標のみを表示し、絞り込みを行う

⑩印刷
作業終了後、画面イメージを印刷して、報告書に添付する。
商標がカラーの場合カラー印刷する。商標の構成が細かい場合拡大表示して印刷する。

出願 2008-000114

15図形式

図形要素を構成中に含む出願商標の 先行商標絞り込みの基本的な考え方及び基準

商標審査前調査（図形商標の先行絞り込み調査）事業の調査結果は、当該図形要素を含む出願商標が、商標法に規定する不登録事由（商標法第4条）に該当するか否かの審査を行うまでの判断材料となるものであるから、同法に規定する不登録事由に該当する可能性及びそのおそれのある商標を漏れなく抽出することが必要である。

図形商標の先行絞り込み調査にあたり、類似する商標を漏れなく検索するためには、その類似の範囲を幅広くして検索を行うことが求められる。

他方、過度のしおり付与はノイズとなるおそれがあり、時として判断の障害になる場合もあることに留意しなければならない。

図形の絞り込み調査を的確に行うためには、ウィーン図形分類によって付与されたタームを的確に利用した効果的な検索式を策定することと、その検索式を用いて、端末画面上で行うスクリーニング（ふるい分け）作業とが一体となって、はじめてそれが可能になる。

以下、検索式の作成の基本的な考え方と手法及びスクリーニングの基本的な考え方と手法について、説明する。

1. 検索式作成の基本的な考え方

図形要素を構成中に含む出願商標の先行商標絞り込みにあたっては、本願商標を観察しその構成中の図形部分の各要素に付与されているウィーン図形分類を基に、要部たり得る部分の図形分類の組み合わせをいかに効率化して演算子に転換するかを考慮して、複数の演算子を組み合わせることによって作成する。

検索式の作成においては、調査対象商標全体の構成を観察し、特に要部または識別力の高い部分を優先し、ありふれた輪郭や品質表示、用途表示等識別力の弱い部分は優先度を下げるか、不要と認められる場合には、捨象する等、構成中の図形部分を的確に認定することが必要となる。

また、外観類似の範囲を広めに絞り込むという観点が必要なことから、商標全体の構成や要部と思われる部分の図形要素を基に、その商標と類似する図形を推測し、既に付与されているウィーン図形分類に類推したウィーン図形分類を追加した上で、検索式を作成することも必要である。

検索式の基本は、調査対象商標の図形部分の構成要素毎に付与されている図形分類の論理和「AまたはB」の関係を導く検索（OR検索）、論理積「AかつB」の関係を導く検索（AND検索）、を組み合わせることにより作成する。

「OR検索」を用いた検索の際には、検索結果が非常に多数になるケースがあることから、適宜「重複排除あり」の演算式を使用する。

検索式の作成にあたっては、上記「OR検索」及び「AND検索」を組み合

わせることにより、効率的かつ適切な検索が出来るように十分配慮する。

また、「AND検索」によるサーチ漏れがないか否か、あるいは「OR検索」によりスクリーニングの件数が過度に増加することがないか否か等を考慮しつつ、的確かつ効果的な検索式を作成する。

管理者は、調査者が作成した検索式について、本願商標の図形要素を理解し、必要な図形分類を使用した「OR検索」又は「AND検索」の組み合わせを十分考慮しているか（図形分類の追加は必要ないか）、「AND検索」の危険性を回避した担保があるか、検索漏れが生じていないか、検索件数も考慮されているか等の、有効かつ効率的な検索式であるかについて確認する。

2. スクリーニング

端末画面上で行うスクリーニング（ふるい分け）による絞り込み作業は、検索の結果、画面に表示される商標のうち、調査対象案件の商標と外観において類似していると思われる商標を絞り込むものである。

調査対象案件の商標と検索された商標の全体を観察し、両商標が構成の軌を一にしているか、時と所を異にして接した際に出所の混同を起こすおそれがあるか、全体の構成中需要者に強い印象を与える部分は何か等を考えて検索し、審査官が商標法第4条第1項第11号及びその他の不登録事由の判断を行う際に有益となる商標を漏れなくスクリーニングする。

以下、調査対象案件の商標（以下、「A商標」という。）と検索された商標（以下、「B商標」という。）との関係において、スクリーニングする場合について説明する（具体的な事例については、別紙7「スクリーニングの具体的な事例」を参照のこと。）。

a. 商標全体が構成の軌を一にする商標

A商標とB商標とが、子細に観察すれば相違点はあるものの、構成要素、構図、表現方法など基本的な特徴が近似し、時と所を異にして接した際に、見る者に与える商標全体の主たる印象が類似している場合。

b. 商標の構成中の要部が構成の軌を一にする商標

A商標又はB商標の構成中、見る者が強く注意を惹かれる図形部分の構成要素、構図、表現方法など基本的な特徴が近似し、見る者に与える商標全体の主要な特徴の印象が類似している場合。

c. A商標の構成中に著名なB商標を想起させる部分を有する場合

なお、上記a～cは、次の場合にも同様とする。

● A商標又はB商標が立体商標である場合

A商標（立体商標）を表す各図面をそれぞれの方向から見た場合に、立体形状全体、又は、特定の方向から表された図面と、B商標（平面商標）

が外観において類似している場合（A商標が平面商標で、B商標が立体商標の場合もある。）。

● B商標がサブデータ※の情報で示された標章の場合

※ 「サブデータ」：周知・著名商標、医薬・農薬品、種苗法による品種名称、商標法第3条拒絶審決に係る商標等についてデータベースに蓄積されている検索用データ。検索画面の書誌事項欄に「KEN」「CHO」「ISO」「INN」等で表される。

「色彩が要部となりうる商標」及び「色彩のみからなる商標」に関する図形検索について

「色彩のみからなる商標」に関する図形検索について、本願商標が「色彩のみからなる商標」である場合、及び、本願商標が「文字・図形等と色彩の結合商標」である場合に關し、以下のとおり取り扱うこととする¹。

1. 本願商標が「色彩のみからなる商標」である場合

すべての「色彩のみからなる商標」について図形検索の対象とする。調査対象案件に予め付与されている「44.1 色彩のみからなる商標」の図形分類、及び、色彩に関する図形分類（例：「29.1.1.2 赤（図形）」）を使用して（AND 条件で繋いで）、検索を行う。スクリーニングにおける商標の絞り込みについては、項目 3. で示す考え方に基づいて行い、類似する可能性のある商標について、しおりを付与する。

2. 本願商標が「文字・図形等と色彩の結合商標」である場合

本願商標において色彩が要部となりうると認められる場合についてのみ追加の図形検索の対象とし、先に出願された「色彩のみからなる商標」が存在するか否かにつき、検索を行う。調査対象案件に予め付与されている要部となりうると判断した色彩の図形分類（例：「29.1.1.2 赤（図形）」）に加え、「44.1 色彩のみからなる商標」の図形分類を追加し、それらを使用して（AND 条件で繋いで）、検索を行う（なお、色彩が要部となりうると認められる文字・図形等と色彩の結合商標において、色彩が複数ある場合には、基本的には、当該複数の色彩を組合せて（AND 条件で繋いで）検索することとする。ただし、色彩同士の割合等から顕著な色彩が限られる場合には、当該顕著な色彩のみを対象とした検索も併せて行うこととする。）。スクリーニングにおける商標の絞り込みについては、項目 3. で示す考え方に基づいて行い、類似する可能性のある商標について、しおりを付与する。

※本願商標において色彩が要部となりうるか否かの判断について

結合商標における要部抽出の考え方従い、「取引者、需要者に対し商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められる場合や、色彩以外の部分から出所識別標識としての称呼、観念が生じないと認められる場合」にのみ、本願商標からその一部（色彩）を要部抽出することとする。

具体的には、3条1項各号に該当する文字や図形（3条1項各号に該当する文字や図形に準ずるものも含む）と色彩が結合していると考えられる場合には、当該色彩が要部になるうるものとして取り扱う。

①色彩が要部となりうると認められる例



2

②色彩が要部となりうると認められない例

¹ 本資料は、「色彩のみからなる商標」に特有の事項について規定するものであり、本資料に記載のない事項や基本的な事項については事業実施マニュアル本文の記載に従うものとする。

² 色彩が要部となりうると認められる商標に、白色の文字・図形等（本商標でいう「150」）が含まれる場合は、次の①及び②の調査を行う。
①2.に基づく調査、②白色の文字・図形等部分を除いた上での2.に基づく調査（本商標では①「青色 AND 白色」②「青色」の調査を行う。）



Fu Su Ma Co

3. スクリーニングにおける商標の絞り込みの基本的な考え方³

基本的には、商標見本同士を比較して判断することとする。ただし、比較の対象とする色彩が「金」、「銀」又は「白」である場合については、商標見本からのみでは、内容が把握することができない可能性が高いため、商標の詳細な説明等、願書の記載を確認して判断することとする。

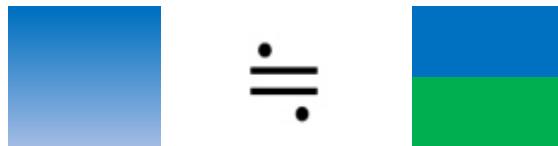
(1) 色彩自体の類似の考え方

色彩に関する図形分類が同一のものが付されている場合は、類似する可能性があるものと考える。

※グラデーションについての考え方

色彩がグラデーションで表されているものについては、その内容が同系色の濃淡の差にすぎない等、実質的に一色を認識させる場合は、当該一色で表された商標と類似するものとする。複数色のグラデーションの場合も、その内容が実質的にある色の組合せを認識させる場合は、当該色の組合せで表された商標と類似するものとする(例1)。

(例1)

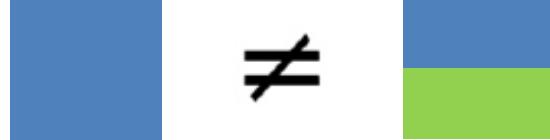


(2) 構成態様に関する類似の考え方

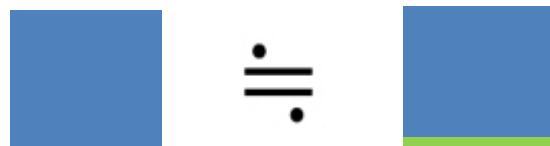
①「単色の商標」と「色彩を組み合わせてなる商標」の類否について

単色の商標と、同色を有する色彩を組み合わせてなる商標とは、原則として、類似しないものとする(例1-1)。ただし、色彩を組み合わせてなる商標において、ある一色の割合が大きく、実質的に一色の印象が極めて強い場合に、同色の単色からなる商標と類似するものとする。(例1-2)

(例1-1)



(例1-2) 複数色における一色の割合が大きい場合は例外とする



②「色彩を組み合わせてなる商標」同士の類否について

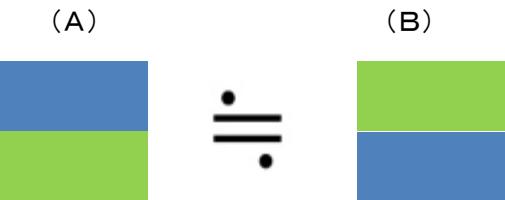
³ ここで示す考え方は、商標審査前調査事業においてスクリーニングを行う際の基本的な考え方を示しているものであり、実際の審査における4条1項11号の判断基準を示しているものではない。

色彩やその割合が同一又は類似である「色彩を組み合わせてなる商標」同士は、原則として、方向や順序に関わらず、類似するものとする。(例 2-1、2-2、2-3、2-4) ただし、いずれかの「色彩を組み合わせてなる商標」において、ある一色の割合が大きく、実質的に異なる一色の印象が極めて強い場合には、それぞれの商標は類似しないものとする。(例 2-5、2-6) 3色以上からなる場合でも、同様とする。(例 2-7)

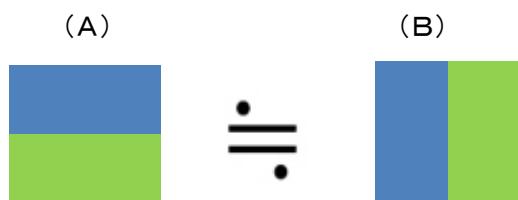
また、「色彩を組み合わせてなる商標」は、そのうちの一部の色彩が異なる商標とは、色彩自体の相違度合い、商標における色数や異なる色の占める割合などを考慮し、全体から受ける印象をもとに判断することとする。(例 2-8、2-9)

○ 2色の場合

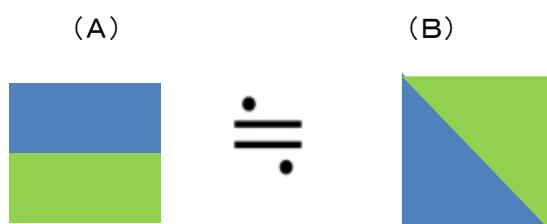
(例 2-1) 色彩の配置が上下逆であるが、ともに青と緑の組合せを認識させる



(例 2-2) Aは横、Bは縦に色彩を組み合わせているが、ともに青と緑の組合せを認識させる



(例 2-3) Aは横、Bは斜めに色彩を組み合わせているが、ともに青と緑の組合せを認識させる



(例 2-4) AとBは色彩の割合が異なるが、ともに青と緑の組合せを認識させる



(例 2-5) Aは青と緑の組合せを、Bは緑を認識させる

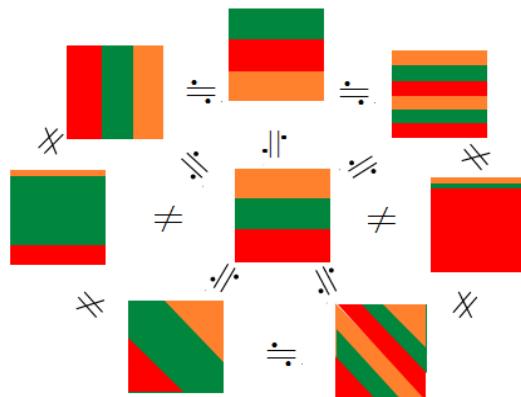


(例 2-6) Aは緑を、Bは青を認識させる



○3色以上の場合

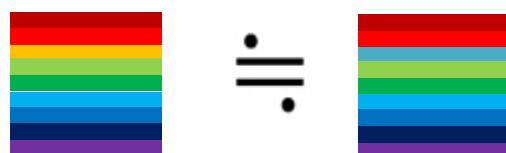
(例 2-7)



(例 2-8) 組み合わされた色のうち一色が異なり、非類似の印象となる場合



(例 2-9) 組み合わされた色のうち一色が異なるが、相違する色彩の占める割合が低いことから、全体として類似の印象となる場合



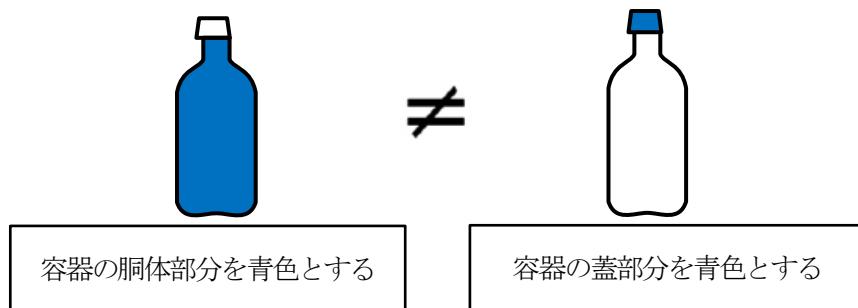
③「商品等の位置を特定した色彩のみからなる商標」に関する考え方

「商品等の位置を特定した色彩のみからなる商標」については、当該商標を構成する色彩部分と他の「色彩のみからなる商標」又は「文字・図形等と色彩の結合商標」の色彩部分を比較して、類否を判断する。色彩部分の類否の考え方には、基本的には①及び②と同様とする（例 3-1）。ただし、「商品等の位置を特定した色彩のみからなる商標」同士の類否を判断する際には、その位置も考慮して判断することとする（例 3-2）。

(例 3-1)



(例 3-2) 色彩が同一または類似であっても、特定された商品等の位置が異なる場合



④「色彩のみからなる商標」と「文字・図形等と色彩の結合商標」との類否について

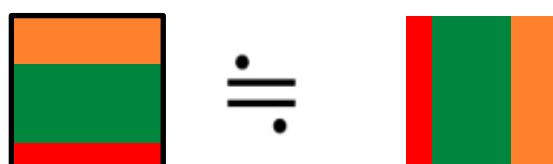
「文字・図形等と色彩の結合商標」について、色彩が要部となりうると認められる場合には、当該色彩部分について色彩及びその割合が同一又は類似である「色彩のみからなる商標」と類似するものとする。(例 4)

なお、「文字、図形、ホログラム、動き、立体、位置と色彩の結合商標」を本願とした場合に限る理由は、本来的には、当該結合商標における色彩は単独で識別力を有する要部とはみなされないところ、ある指定商品・役務の分野において、色彩のみからなる商標が識別力あるものとして登録された後は、その分野においては、当該結合商標におけるその色彩が識別力を有する要部となりえるためである。

(例 4) 結合した色彩が要部となりうると認められる場合であり、当該色彩と同一又は類似の色彩からなる「色彩のみからなる商標」が先願として存在する場合

後願：図形と色彩の結合商標

先願：色彩のみからなる商標

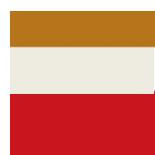


後願：文字・立体的形状と色彩の結合商標

先願：色彩のみからなる商標



≡



後願：文字と色彩の結合商標

先願：色彩のみからなる商標

123

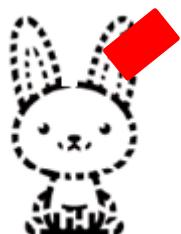
≡



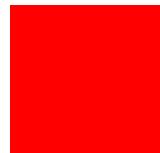
後願：図形と色彩の結合商標

先願：色彩のみからなる商標

(位置商標)



≡

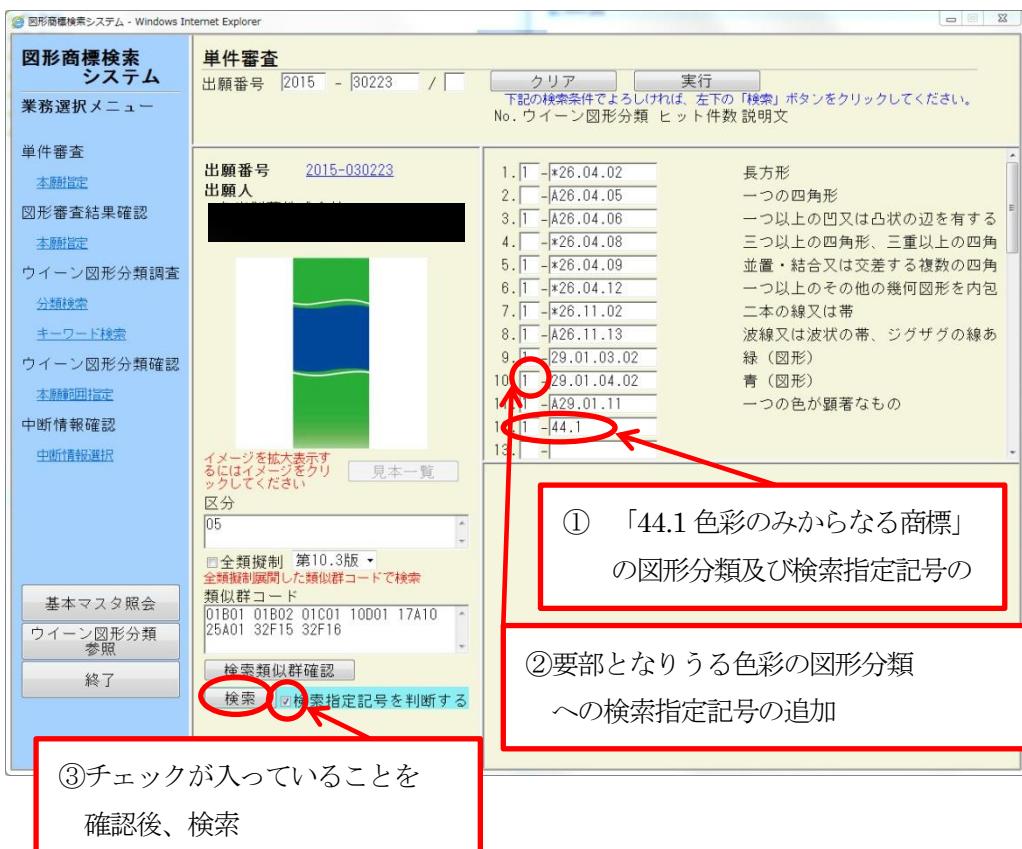


図形商標検索の具体的な画面イメージ

1. 「図形商標検索システム」→「単件審査」→「本願の出願番号の指定」→「新規に審査を行う」後の画面



2. ①「44.1 色彩のみからなる商標」の図形分類及び検索指定記号の追加。
 ②要部となりうる色彩の図形分類への検索指定記号の追加。



3. 要部となりうると判断した色彩の図形分類と「44.1 色彩のみからなる商標」の図形分類を AND 条件で繋ぐ検索式を追加

※画面を印刷し（白黒）、調査報告書（確認用）の一部として用い
る。

④要部となりうる色彩（No.7 及び8）と色
彩のみからなる商標（No.10）を AND 条件
（「*」の記号）で繋ぐ検索式を記入し、「検
索式追加」ボタンを押す。

⑤検索結果を表示するために、
「A」等の検索結果 No.を押す

⑥必要に応じて、しおりを付与する。

⑦画面終了時には、「審査結果を保存
する」を選択すること。

⑧

⑨

4. 検索結果の確認

※画面を印刷し（カラー）、調査報告書（確認用）の一部として用い
る。

④

⑤

⑥

⑦

⑧

⑨

スクリーニングの具体的事例

(1) 子細に観察すれば相違点はあるものの、構成要素、構図、表現方法など基本的な特徴が近似し、商標に接する者に与える商標全体の主たる印象が似ているもの

●正三角形の三辺を内側に彎曲させ、円で囲んでいる点等構成要素に類似する点も多く、回転させた際には似ている印象を与える。



●色彩を反転させた商標であり、全体として似ている印象を与える。



●黒く塗りつぶした円形図形を2本の曲線で取り囲む構成を共通にしており、全体として似ている印象を与える。



●円輪郭の内部に黒く塗りつぶした三角形を2つ配置する構成を共通にしており、全体として似ている印象を与える。



●表現方法において差異は認められるもの、構成要素等類似する点も多く、全体としても両者は「ポロプレイヤー」を表したものと需要者に印象づけ、似ている印象を与える。



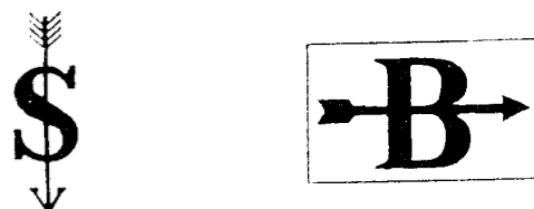
●人物の描写に差異はあるものの、鯉のぼりと思しき図形に人物が跨っている構成を共通にしており、全体として似ている印象を与える。



●小さく表示した場合等には、五輪マークの輪とりんご形状の略円形図形の外観上の相違がこれに接する者に与える印象は小さく、全体として紛らわしい



●アルファベット1文字を矢で貫いているという構成であり、全体として受ける印象が似ている。



(2) 商標に接する者が強く注意を惹かれる図形部分の構成要素、構図、表現方法など基本的特徴が近似し、商標に接する者に与える商標全体における主要な特徴の印象が似ているもの

●アルファベットの「a」の文字を表したものであり、上向きの矢印を配置する等の特徴を共通にし、全体としても類似の印象を与える可能性がある。



●白抜き図形部のうち、特に視覚印象に強く映るのは左側から右側へ流れる如く表された放物線上の図形であり、その主要な特徴をもっているゆえに似ている印象を与える。)



●黒く塗り潰した円図形内に表された無限大の記号風の図形が、特に視覚印象に強く映る部分であり、細部に差異はあるとしても、その主要な特徴をもっているゆえに似ている印象を与える。



●背景等に明確な差異はあるものの、「鯉」がはね上がった如くに表した図形が接する者の注意を強く惹くため、全体としても類似の印象を与える可能性がある。



●二つの「R」の文字を少しづらして重ね合わせた図形であり、重ね具合も同一に近く、商標に接する者に似ている印象を与える。



●一方はアメリカンフットボールのヘルメットとインディアンの横顔部分を組み合わせてなるものであるが、最も注意を惹く部分は図形中央に顕著にあらわされたインディアンの横顔部分であり、商標に接する者が紛らわしく感じる。



(3) 識別力のない構成要素以外の部分の図形部分の構成要素、構図、表現方法など基本的特徴が近似し、商標に接する者に与える商標全体における主要な特徴の印象が似ているもの

●円形図形で囲まれていなければ、その構成要素等類似する部分も多く、両者とも天秤風図形を表しているものとして類似の印象を与える可能性がある。



●輪郭の形状やその太さ等に差異はみられるものの、林檎と思しき黒塗り図形を表しており、全体として類似の印象を与える可能性がある。



(4) 文字と図形の結合商標の図形部分の構成要素、構図、表現方法など基本的特徴が近似し、商標に接する者に与える商標全体における主要な特徴の印象が似ているもの

●稲穂とその葉をモチーフとした図形を共に有しており、商標に接する者に似ている印象を与える。



●特定の事物を表したものでなく全く酷似した図形を共に有しており、商標に接する者が紛らわしく感じる。



(5) 図形要素が分離して複数存在する構成よりなる商標の一部と主要な特徴の印象が似ているもの

●細い線からなる縞模様の「U」の文字を左向きに描いた図形を共通にするものであり、その特徴ゆえに似ている印象を与える。



●雪の結晶をデザインしたと思しき図形を共通にするものであり、その特徴故に似ている印象を与える。





●雲と思しき図形の有無に差異があるが、特徴ある部分を共通にするため、全体から感じる印象は似ている。



●構成中、独立して顕著に描かれている紋章部分を共通にするため、全体から感じる印象は似ている。



(6) 対比する図形要素が抽象的な図形であっても、人、動物、物等の具体的な事物を認識させるものであれば、その観点から観察して主要な特徴の印象が似ているもの

●表現方法に差異はあるが、共にピーナッツを擬人化させステッキを持たせたような図形であり、似た印象を与える。



●各構成要素において差異があるが、ともに人間が椅子に座って勉強し

ていると思しき姿を表していると認識させるものであり、商標に接する者が紛らわしく感じる。



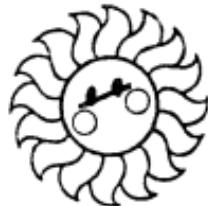
●目玉や尾羽根の有無の差異を有するが、抽象的に鳥を描いたものと認識させるものであり、商標に接する者が紛らわしく感じる。



●表現方法には差異を有するが、黒塗りと白抜きの人間の顔を重ねて抽象的に描いてあるところが印象的であり、商標に接する者が紛らわしく感じる。



●表現方法を異にするが、太陽を擬人化して描かれており、中央の円形を顔に見立て、その周囲を炎を表現したと思しき図形で囲んでいる等の共通点もあり、商標に接する者が紛らわしく感じる。



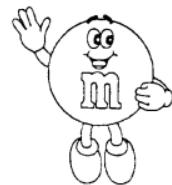
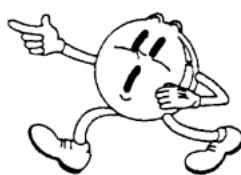
●一方はトマトの形を表したものであり、もう一方は特定できないが、共にヘタがついている実を擬人化したものとして認識されるものであり、全体として似ている印象を与える。



- 帽子をかぶり大きな靴を履いた動物を擬人化した点において共通するもので、全体として似た印象を与える。



- 円形の図形を中心に手足や顔を配置し擬人化しているという共通点を有し、全体として受ける印象が似ている。



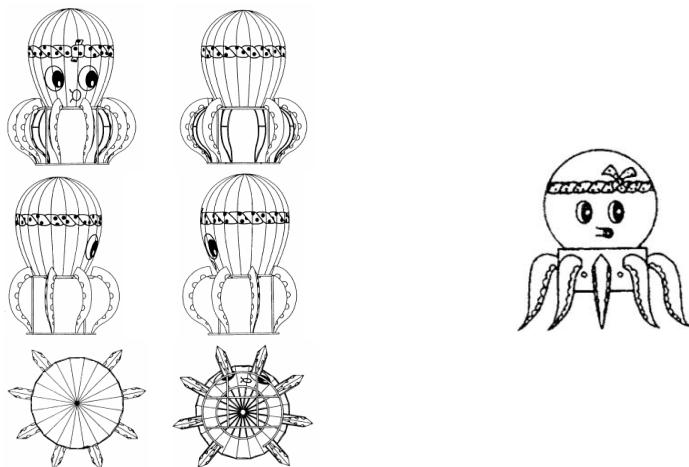
- (7) 背景図形が近似していることにより、商標全体の主たる印象が似ているもの

- 背景として、牛の放牧と思しき図形を表してなり、全体として似た印象を与える。



(8) 立体商標を表す各図面をそれぞれの方向から見た場合に、立体形状、図形が外観において似ているもの

●立体商標を正面からみたときの外観図と比べた場合、需要者の注意を惹く部分である蛸を擬人化した顔の部分及び全体形状が似ており、全体として似た印象を与える。



(9) 構成中に著名な商標を想起させる部分を有する商標

●構成要素・構図が似ており、周知著名な商標を想起させる。



 SANRYO PACK
サンリョウ パック

以 上

(商標審査便覧 42.111.01より抜粋)

出願人の同一認定に関する取扱い

出願人と登録されている権利（商標権又は防護標章登録に基づく権利）を有する者が同一人であるか否かを認定するに当たっては、住所、氏名等の表示が全く同一であることを必要とすることなく、以下のとおり取り扱うものとする。

1. 一致するものとみる場合

(1) 明らかな音訳上の相違による場合

- 例 1 (レファリング、カンパニー
 リファリング、カンパニー
- 例 2 (カリフニア州サンタマリア 501
 カリフルニア州サンタマリア 501
- 例 3 (オーストリア国
 オーストリヤ国
- 例 4 (コーポレ一ション
 コーポレイション
- 例 5 (カンパニー
 コンパニー
 コムパニー

(2) 住所及び組織の表示に用いられる語とその略語を音訳したものと認められる場合¹

【住所】

- 例 1 (アベニュー
 エーブイ
- 例 2 (ディストリクト
 ディスト
- 例 3 (ノース
 エヌ

【組織】

- 例 1 (カンパニーリミテッド
 シーオーエルティーディー
- 例 2 (ソシエテ アノニム
 エスアー

¹ 代表的な例を掲載したものであり、この例示以外にも、住所や組織の表示として用いられる語とその略語が使用されている実情等を考慮して、一致するとみる場合がある。また音訳の表記は、例示以外に慣用されている使用の実情（「ブ」を「ヴ」と表示するなど）があるときは、当該表記を同一と認定することを妨げるものでもない。

例 3 (アクチエンゲゼルシャフト
.....アーゲー

(3) 行政区画又は土地の名称の変更による相違の場合

(なお、商標登録令第10条で準用する特許登録令第39条において原簿に記録された名称は変更されたものとみなされる。)

例 (川崎市川崎区.....
.....川崎市高津区.....

(4) 国名、領地の変更による相違の場合

例 (ドイツ民主共和国ベルリン.....
.....ドイツ連邦共和国ベルリン.....

(5) 旧氏併記による相違の場合²

例 1 (商標 花子
.....商標 (特許) 花子

例 2 (特許 花子
.....商標 (特許) 花子³

(6) 区切り記号（コンマ、ピリオド、中点、句点、読点）及び連字符（ハイフオン）の有無又は相違による場合

例 1 (アール、シー、エー、コーポレーション
.....アール シー エー コー迫レーション

例 2 (エヌ、ティー、エヌ東洋ベアリング
.....エヌ・ティー・エヌ東洋ベアリング

例 3 (リチャードソン-メレル-インコーポレーテッド
.....リチャードソン メレル インコーポレーテッド

(7) その他

例 1 (.....番地なし
.....

例 2 (東京都世田谷区世田谷 2-13番
.....東京都世田谷区世田谷 2-13

例 3 (.....10036 ニューヨーク州ニューヨーク.....
.....ニューヨーク州ニューヨーク.....

2. 一致するものとみない場合

² 自然人の氏名については、法令に別段の定めがある場合を除き、氏に続けて旧氏を括弧書で併せて記載することができる（商施規第22条第1項において準用する特施規第1条第4項、商登施第17条第3項において準用する特登施第10条第9項）。なお、旧氏とは、住民基本台帳法施行令第30条の13に規定する旧氏をいい、外国人にあっては、当該国においてこれに相当するものをいう。ここでは、「商標」は戸籍上の氏、「特許」は旧氏を表す。

³ 旧氏使用者の負担軽減及び案件処理の迅速化に資すると考えられることに鑑み、住所が同一である場合に限り、氏名が一致するものとみる。

- 例 1 昭和アルミニュウム株式会社
例 1 昭和アルミニウム株式会社
- 例 2郡.....町.....
例 2郡.....
- 例 3 東京都台東区浅草聖天町 2-3 6
例 3 東京都台東区聖天町 2-3 6
- 例 4 東京都中央区銀座西 7 丁目 3 番地 1
例 4 東京都中央区銀座西 7 丁目 3 番地
- 例 5 吳市高木町一丁 1 3 8 番地
例 5 吳市高木町 1 3 8 番地
- 例 6字.....

情報セキュリティに関する事項

以下の事項について遵守すること。

【情報セキュリティ関連事項の確保体制および遵守状況の報告】

- 1) 受注者（委託契約の場合には、受託者。以下同じ。）は、契約締結後速やかに、情報セキュリティを確保するための体制並びに以下 2)～17)に記載する事項の遵守の方法及び提出を求める情報、書類等（以下「情報セキュリティを確保するための体制等」という。）について、特許庁（以下「当庁」という。）の担当職員（以下「担当職員」という。）に提示し了承を得た上で確認書類として提出すること。ただし、別途契約締結前に、情報セキュリティを確保するための体制等について担当職員に提示し了承を得た上で提出したときは、この限りでない。また、定期的に、情報セキュリティを確保するための体制等及び対策に係る実施状況（「情報セキュリティに関する事項の遵守の方法の実施状況報告書」（別紙））を紙媒体又は電子媒体により報告すること。加えて、これらに変更が生じる場合は、事前に担当職員へ案を提出し、同意を得ること。

なお、報告の内容について、担当職員と受注者が協議し不十分であると認めた場合、受注者は、速やかに担当職員と協議し対策を講ずること。

【情報セキュリティ関連規程等の遵守】

- 2) 受注者は、「経済産業省情報セキュリティ管理規程（平成 18・03・22 シ第 1 号）」、「経済産業省情報セキュリティ対策基準（平成 18・03・24 シ第 1 号）」及び「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和 5 年度版）」（以下「規程等」と総称する。）を遵守すること。また、契約締結時に規程等が改正されている場合は、改正後の規程等を遵守すること。
- 3) 受注者は、当庁又は内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターが必要に応じて実施する情報セキュリティ監査、マネジメント監査又はペネトレーションテストを受け入れるとともに、指摘事項への対応を行うこと。

【情報セキュリティを確保するための体制】

- 4) 受注者は、本業務に従事する者を限定すること。また、受注者の資本関係・役員の情報、本業務の実施場所、本業務の全ての従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を担当職員に提示すること。なお、本業務の実施期間中に従事者を変更等する場合には、事前にこれら情報を担当職員に再提示すること。
- 5) 受注者は、本業務を再委託（業務の一部を第三者に委託することをいい、外注及び請負を含む。以下同じ。）する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるよう、1)から 17)までの措置の実施を契約等により再委託先に担保されること。また、1)の確認書類には再委託先に係るものも含むこと。

【情報の取扱い】

- 6) 受注者は、本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）の取扱いには十分注意を払い、当庁内に複製が可能な電子計算機等の機器を持ち込んで作業を行う必要がある場合には、事前に担当職員の許可を得ること。なお、この場合であっても、担当職員の許可なく複製してはならない。また、作業終了後には、持ち込んだ機器から情報が消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。
- 7) 受注者は、本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体）について、担当職員の許可なく当庁外で複製してはならない。また、作業終了後には、複製した情報が電子計算機等から消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。
- 8) 受注者は、本業務を終了又は契約解除する場合には、受注者において本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）を速やかに担当職員に返却し、又は廃棄し、若しくは消去すること。その際、担当職員の確認を必ず受けること。
- 9) 受注者は、契約期間中及び契約終了後においても、本業務に関して知り得た当庁の業務上の内容について、他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

なお、当庁の業務上の内容を外部に提供する必要が生じた場合は、提供先で当該情報が適切に取り扱われないおそれがあることに留意し、提供の可否を十分に検討した上で、担当職員の承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供すること。

【情報セキュリティに係る対策、教育、侵害時の対処】

- 10) 受注者は、本業務に使用するソフトウェア、電子計算機等に係る脆弱性対策、不正プログラム対策、サービス不能攻撃対策、標的型攻撃対策、アクセス制御対策、情報漏えい対策を講じるとともに、契約期間中にこれらの対策に関する情報セキュリティ教育を本業務にかかる従事者に対し実施すること。
- 11) 受注者は、本業務の遂行において、情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがある場合の対処方法について担当職員に提示すること。また、情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがあることを認知した場合には、速やかに担当職員に報告を行い、原因究明及びその対処等について担当職員と協議の上、その指示に従うこと。

【クラウドサービス】

- 12) 受注者は、本業務を実施するに当たり、民間事業者等が不特定多数の利用者に対して提供する、定型約款や利用規約等への同意のみで利用可能となるクラウドサービスを利用する場合には、これらのサービスで要機密情報を取り扱ってはならず、2)に掲げる規程等で定める不正アクセス対策を実施するなど規程等を遵守すること。

- 13) 受注者は、本業務を実施するに当たり、利用において要機密情報を取り扱うものとしてクラウドサービスを調達する際は、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）」の ISMAP クラウドサービスリスト又は ISMAP-LIU クラウドサービスリストから調達することを原則とすること。
- 14) 受注者は、前 2 項におけるクラウドサービスの利用の際は、提供条件等から、利用に当たってのリスクの評価を行い、リスクが許容できることを確認して担当職員の利用承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供し、その利用状況を管理すること。

【セキュアな情報システム（外部公開ウェブサイトを含む）の構築・運用・閉鎖】

- 15) 受注者は、情報システム（ウェブサイトを含む。以下同じ。）の設計、構築、運用、保守、廃棄等（電子計算機、電子計算機が組み込まれた機器、通信回線装置、電磁的記録媒体等のハードウェア又はソフトウェア（以下「機器等」という。）の調達を含む場合には、その製造工程を含む。）を行う場合には、以下を実施すること。

①各工程において、当庁の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。また、具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類等を提出すること。

②情報システムや機器等に意図しない変更が行われる等の不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、当庁と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備していること。これらが妥当であることを証明するため書類を提出すること。

③不正プログラム対策ソフトウェア等の導入に当たり、既知及び未知の不正プログラムの検知及びその実行の防止の機能を有するソフトウェアを導入すること。また、以下を含む対策を行うこと。

- (a) 不正プログラム対策ソフトウェア等が常に最新の状態となるように構成すること。
- (b) 不正プログラム対策ソフトウェア等に定義ファイルを用いる場合、その定義ファイルが常に最新の状態となるように構成すること。
- (c) 不正プログラム対策ソフトウェア等の設定変更権限については、システム管理者が一括管理し、システム利用者に当該権限を付与しないこと。
- (d) 不正プログラム対策ソフトウェア等を定期的に全てのファイルを対象としたスキャンを実施するように構成すること。
- (e) EDR ソフトウェア等を利用し、端末やサーバ装置（エンドポイント）の活動を監視し、感染したおそれのある装置を早期にネットワークから切り離す機能の導入を検討すること。

④情報セキュリティ対策による情報システムの変更内容について、担当職員に速やかに報告すること。また、情報システムが構築段階から運用保守段階へ移行する際等、他の事業者へ引き継がれる項目に、情報セキュリティ対策に必要な内容を含めること。

⑤サポート期限が切れた、又は本業務の期間中にサポート期限が切れる予定がある等、サポートが受けられないソフトウェアの利用を行わないこと、及びその利用を前提としないこと。また、ソフトウェアの名称・バージョン・導入箇所等を管理台帳で管理することに加え、サポート期限に関するものを含むソフトウェアの脆弱性情報を収集し、担当職員に情報提供するとともに、情報を入手した場合には脆弱性対策計画を作成し、担当職員の確認を得た上で対策を講ずること。

⑥受注者自身（再委託先を含む。）が管理責任を有するサーバ等を利用する場合には、O S、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を収集し、セキュリティ修正プログラムが提供されている場合には業務影響に配慮しつつ、速やかに適用を実施すること。

⑦ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステム等の当庁外向けシステムを構築又は運用する場合には、政府機関のドメインであることが保証されるドメイン名「.go.jp」を使用すること。

⑧外部に公開するウェブサイトを構築又は運用する場合には、以下の対策を実施すること。

- ・サービス開始前および、運用中においては年1回以上、ポートスキャン、脆弱性検査を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。
- ・インターネットを介して通信する情報の盗聴及び改ざんの防止並びに正当なウェブサーバであることを利用者が確認できるようにするため、TLS(SSL)暗号化の実施等によりウェブサイトの暗号化の対策等を講じること。

なお、必要となるサーバ証明書には、利用者が事前のルート証明書のインストールを必要とすることなく、その正当性を検証できる認証局（証明書発行機関）により発行された電子証明書を用いること。

⑨電子メール送受信機能を含む場合には、SPF (Sender Policy Framework) 等のなりすましの防止策を講ずるとともにSMTPによるサーバ間通信のTLS (SSL) 化やS/MIME等の電子メールにおける暗号化及び電子署名等により保護すること。

⑩ ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステム等の当庁外向けシステムを構築又は運用する場合は、当庁が指定する期日にドメインの抹消、DNS や CDN 情報の削除、運用環境の削除を行える事業者を選定すること。

また、運用を閉鎖する場合は、終了告知を一定期間行うこと。一定期間の終了告知を終えた後は、ドメインの抹消、DNS や CDN 情報の削除、ドメインへのリンクの削除、SNS を利用していた場合はアカウント削除等、なりすましの防止策を漏れなく講ずること。

なお、本事項は、「実施」の場合はその実施内容、「未実施」又は「該当なし」の場合はその理由等を必ず報告すること。

【アプリケーション・コンテンツの情報セキュリティ対策】

- 16) 受注者は、アプリケーション・コンテンツ（アプリケーションプログラム、ウェブコンテンツ等の総称をいう。以下同じ。）の開発・作成を行う場合には、利用者の情報セキュリティ水準の低下を招かぬよう、以下の内容も含めて行うこと。
- ①提供するアプリケーション・コンテンツが不正プログラムを含まないこと。また、そのために以下を含む対策を行うこと。
- (a) アプリケーション・コンテンツを提供する前に、不正プログラム対策ソフトウェアを用いてスキャンを行い、不正プログラムが含まれていないことを確認すること。
- (b) アプリケーションプログラムを提供する場合には、当該アプリケーションの仕様に反するプログラムコードが含まれていないことを確認すること。
- (c) 提供するアプリケーション・コンテンツにおいて、当庁外のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生する機能が仕様に反して組み込まれていないことを、HTMLソースを表示させるなどして確認すること。
- ②提供するアプリケーション・コンテンツが脆弱性を含まないこと。
- ③実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない場合を除き、実行プログラム形式でコンテンツを提供しないこと。
- ④電子証明書を用いた署名等、提供するアプリケーション・コンテンツの改ざん等がなく真正なものであることを確認できる手段がある場合には、それをアプリケーション・コンテンツの提供先に与えること。なお、電子証明書を用いた署名を用いるときに、政府認証基盤（GPKI）の利用が可能である場合は、政府認証基盤により発行された電子証明書を用いて署名を施すこと。
- ⑤提供するアプリケーション・コンテンツの利用時に、脆弱性が存在するバージョンのOS、ソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を低下させる設定変更をOS、ソフトウェア等の利用者に要求する事がないよう、アプリケーション・コンテンツの提供方式を定めて開発すること。
- ⑥当庁外へのアクセスを自動的に発生させる機能やサービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能がアプリケーション・コンテンツに組み込まれることがないよう開発すること。ただし、必要があって当該機能をアプリケーション・コンテンツに組み込む場合は、当庁外へのアクセスが情報セキュリティ上安全なものであることを確認した上で、他のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生すること、サービス利用者その他の者に関する情報が第三者に提供されること及びこれらを無効にする方法等が、サービス利用者において容易に確認ができるよう、担当職員が示すプライバシーポリシー等を当該アプリケーション・コンテンツに掲載すること。
- 17) 受注者は、外部に公開するウェブサイト上のウェブアプリケーションの構築又は改修を行う場合には、独立行政法人情報処理推進機構が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」（以下「作り方」

という。）に基づくこと。また、ウェブアプリケーションの構築又は更改時においてはサービス開始前に、運用中においてはウェブアプリケーションへ修正を加えた場合や新たな脅威が確認された場合に、「作り方」に記載されている脆弱性の検査等（ウェブアプリケーション診断）を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。併せて、「作り方」のチェックリストに従い対応状況を確認し、その結果を記入したチェックリストを担当職員に提出すること。なお、チェックリストの結果に基づき、担当職員から指示があった場合は、それに従うこと。

令和 年 月 日

特許庁○○○課長 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

情報セキュリティに関する事項の遵守の方法の実施状況報告書

情報セキュリティに関する事項 1) の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 契約件名等

契約締結日	
契約件名	

2. 報告事項

項目	確認事項	実施状況
情報セキュリティに関する事項 2)	本業務全体における情報セキュリティの確保のため、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」（令和5年度版）、「経済産業省情報セキュリティ管理規程」（平成18・03・22シ第1号）及び「経済産業省情報セキュリティ対策基準」（平成18・03・24シ第1号）（以下「規程等」と総称する。）に基づく、情報セキュリティ対策を講じる。	
情報セキュリティに関する事項 3)	特許庁又は内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターが必要に応じて実施する情報セキュリティ監査、マネジメント監査又はペネトレーションテストを受け入れるとともに、指摘事項への対応を行う。	
情報セキュリティに関する事項 4)	本業務に従事する者を限定する。また、受注者の資本関係・役員の情報、本業務の実施場所、本業務の全ての従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を担当職員に提示する。なお、本業務の実施期間中に従事者を変更等する場合には、事前にこれらの情報を担当職員に再提示する。	
情報セキュリティに関する事項 5)	本業務の一部を再委託する場合には、再委託することにより生ずる脅威に対して情報セキュリティに関する事項 1) から 17) までの規定に基づく情報セキュリティ対策が十分に確保される措置を講じる。	

情報セキュリティに関する事項 6)	本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）の取扱いには十分注意を払い、特許庁内に複製が可能な電子計算機等の機器を持ち込んで作業を行う必要がある場合には、事前に特許庁の担当職員（以下「担当職員」という。）の許可を得る。 なお、この場合であっても、担当職員の許可なく複製しない。また、作業終了後には、持ち込んだ機器から情報が消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明する。	
情報セキュリティに関する事項 7)	本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体）について、担当職員の許可なく特許庁外で複製しない。また、作業終了後には、複製した情報が電子計算機等から消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明する。	
情報セキュリティに関する事項 8)	本業務を終了又は契約解除する場合には、受注者において本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）を速やかに担当職員に返却し、又は廃棄し、若しくは消去する。その際、担当職員の確認を必ず受ける。	
情報セキュリティに関する事項 9)	契約期間中及び契約終了後においても、本業務に関して知り得た特許庁の業務上の内容について、他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。 なお、特許庁の業務上の内容を外部に提供する必要が生じた場合は、提供先で当該情報が適切に取り扱われないおそれがあることに留意し、提供の可否を十分に検討した上で、担当職員の承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供する。	
情報セキュリティに関する事項 10)	本業務に使用するソフトウェア、電子計算機等に係る脆弱性対策、不正プログラム対策、サービス不能攻撃対策、標的型攻撃対策、アクセス制御対策、情報漏えい対策を講じるとともに、契約期間中にこれらの対策に関する情報セキュリティ教育を本業務にかかわる従事者に対し実施する。	
情報セキュリティに関する事項 11)	本業務の遂行において、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合の対処方法について担当職員に提示する。また、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがあることを認知した場合には、速やかに担当職員に報告を行い、原因究明及びその対処等について担当職員と協議の上、その指示に従う。	
情報セキュリティに関する事項 12)	本業務を実施するに当たり、民間事業者等が不特定多数の利用者に対して提供する、定型約款や利用規約等への同意のみで利用可能となるクラウドサービスを利用する場合には、これらのサービスで要機密情報を取り扱ってはならず、「情報セキュリティに関する事項2）」に定める不正アクセス対策を実施するなど規程等を遵守する。	
情報セキュリティに関する事項 13)	本業務を実施するに当たり、利用において要機密情報を取り扱うものとしてクラウドサービスを調達する際は、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）」のISMAPクラウドサービスリスト又はISMAP-LIUクラウドサービスリストから調達することを原則とすること。	
情報セキュリティに関する事項 14)	情報セキュリティに関する事項12）及び13）におけるクラウドサービスの利用の際は、提供条件等から、利用に当たってのリスクの評価を行い、リスクが許容できることを確認して担当職員の利用承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供し、その利用状況を管理すること。	

情報セキュリティ に関する事項 1.5)	<p>情報システム（ウェブサイトを含む。以下同じ。）の設計、構築、運用、保守、廃棄等（電子計算機、電子計算機が組み込まれた機器、通信回線装置、電磁的記録媒体等のハードウェア又はソフトウェア（以下「機器等」という。）の調達を含む場合には、その製造工程を含む。）を行う場合には、以下を実施する。</p> <p>(1) 各工程において、当庁の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。また、具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類等を提出すること。</p> <p>(2) 情報システムや機器等に意図しない変更が行われる等の不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、当庁と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備していること。これらが妥当であることを証明するため書類を提出すること。</p> <p>(3) 不正プログラム対策ソフトウェア等の導入に当たり、既知及び未知の不正プログラムの検知及びその実行の防止の機能を有するソフトウェアを導入すること。また、以下を含む対策を行うこと。</p> <p>①不正プログラム対策ソフトウェア等が常に最新の状態となるように構成すること。</p> <p>②不正プログラム対策ソフトウェア等に定義ファイルを用いる場合、その定義ファイルが常に最新の状態となるように構成すること。</p> <p>③不正プログラム対策ソフトウェア等の設定変更権限については、システム管理者が一括管理し、システム利用者に当該権限を付与しないこと。</p> <p>④不正プログラム対策ソフトウェア等を定期的に全てのファイルを対象としたスキャンを実施するように構成すること。</p> <p>⑤EDR ソフトウェア等を利用し、端末やサーバ装置（エンドポイント）の活動を監視し、感染したおそれのある装置を早期にネットワークから切り離す機能の導入を検討すること。</p> <p>(4) 情報セキュリティ対策による情報システムの変更内容について、担当職員に速やかに報告すること。また、情報システムが構築段階から運用保守段階へ移行する際等、他の事業者へ引き継がれる項目に、情報セキュリティ対策に必要な内容を含めること。</p> <p>(5) サポート期限が切れた又は本業務の期間中にサポート期限が切れる予定がある等、サポートが受けられないソフトウェアの利用を行わないこと、及びその利用を前提としないこと。また、ソフトウェアの名称・バージョン・導入箇所等を管理台帳で管理することに加え、サポート期限に関するものを含むソフトウェアの脆弱性情報を収集し、担当職員に情報提供するとともに、情報を入手した場合には脆弱性対策計画を作成し、担当職員の確認を得た上で対策を講ずること。</p> <p>(6) 受注者自身（再委託先を含む。）が管理責任を有するサーバ等を利用する場合には、O.S、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を収集し、セキュリティ</p>
----------------------------	---

	<p>修正プログラムが提供されている場合には業務影響に配慮しつつ、速やかに適用を実施すること。</p> <p>(7) ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステム等の当庁外向けシステムを構築又は運用する場合には、政府機関のドメインであることが保証されるドメイン名「.g.o.jp」を使用すること。</p> <p>(8) 外部に公開するウェブサイトを構築又は運用する場合には、以下の対策を実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none">・サービス開始前および、運用中においては年1回以上、ポートスキャン、脆弱性検査を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。・インターネットを介して通信する情報の盗聴及び改ざんの防止並びに正当なウェブサーバであることを利用者が確認できるようにするため、TLS(SSL)暗号化の実施等によりウェブサイトの暗号化の対策等を講じること。・必要となるサーバ証明書には、利用者が事前のルート証明書のインストールを必要とすることなく、その正当性を検証できる認証局（証明書発行機関）により発行された電子証明書を用いること。 <p>(9) 電子メール送受信機能を含む場合には、SPF (Sender Policy Framework) 等のなりすましの防止策を講ずるとともにSMTPによるサーバ間通信のTLS(SSL)化やS/MIME等の電子メールにおける暗号化及び電子署名等により保護すること。</p> <p>(10) ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステム等の当庁外向けシステムを構築又は運用する場合は、当庁が指定する期日にドメインの抹消、DNSやCDN情報の削除、運用環境の削除を行える事業者を選定すること。</p> <p>また、運用を閉鎖する場合は、終了告知を一定期間行うこと。一定期間の終了告知を終えた後は、ドメインの抹消、DNSやCDN情報の削除、ドメインへのリンクの削除、SNSを利用していた場合はアカウント削除等、なりすましの防止策を漏れなく講ずること。</p> <p>なお、本事項は、「実施」の場合はその実施内容、「未実施」又は「該当なし」の場合はその理由等を必ず報告すること。</p>
--	--

情報セキュリティ に関する事項 16)	<p>アプリケーション・コンテンツ（アプリケーションプログラム、ウェブコンテンツ等の総称をいう。以下同じ。）の開発・作成を行う場合には、利用者の情報セキュリティ水準の低下を招かぬよう、以下の内容も含めて行う。</p> <p>(1) 提供するアプリケーション・コンテンツが不正プログラムを含まないこと。また、そのために以下を含む対策を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①アプリケーション・コンテンツを提供する前に、不正プログラム対策ソフトウェアを用いてスキャンを行い、不正プログラムが含まれていないことを確認すること。 ②アプリケーションプログラムを提供する場合には、当該アプリケーションの仕様に反するプログラムコードが含まれていないことを確認すること。 ③提供するアプリケーション・コンテンツにおいて、当庁外のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生する機能が仕様に反して組み込まれていないことを、HTMLソースを表示させるなどして確認すること。 <p>(2) 提供するアプリケーション・コンテンツが脆弱性を含まないこと。</p> <p>(3) 実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない場合を除き、実行プログラム形式でコンテンツを提供しないこと。</p> <p>(4) 電子証明書を用いた署名等、提供するアプリケーション・コンテンツの改ざん等がなく真正なものであることを確認できる手段がある場合には、それをアプリケーション・コンテンツの提供先に与えること。なお、電子証明書を用いた署名を用いるときに、政府認証基盤（GPKI）の利用が可能である場合は、政府認証基盤により発行された電子証明書を用いて署名を施すこと。</p> <p>(5) 提供するアプリケーション・コンテンツの利用時に、脆弱性が存在するバージョンのOS、ソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を低下させる設定変更をOS、ソフトウェア等の利用者に要求することがないよう、アプリケーション・コンテンツの提供方式を定めて開発すること。</p> <p>(6) 当庁外へのアクセスを自動的に発生させる機能やサービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能がアプリケーション・コンテンツに組み込まれることがないよう開発すること。ただし、必要がある場合は当該機能をアプリケーション・コンテンツに組み込む場合は、当庁外へのアクセスが情報セキュリティ上安全なものであることを確認した上で、他のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生すること、サービス利用者その他の者に関する情報が第三者に提供されること及びこれらを無効にする方法等が、サービス利用者において容易に確認ができるよう、担当職員が示すプライバシーポリシー等を当該アプリケーション・コンテンツに掲載すること。</p>	
情報セキュリティ に関する事項 17)	<p>外部公開ウェブサイト上のウェブアプリケーションの構築又は改修を行う場合には、独立行政法人情報処理推進機構が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」（以下「作り方」という。）に従う。また、ウェブアプリケーションの構築又は改修時においてはサービス開始前に、運用中においてはウェブアプリケーションへ修正を加えた場合</p>	

<p>や新たな脅威が確認された場合に、「作り方」に記載されている脆弱性の検査等（ウェブアプリケーション診断）を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施する。併せて、「作り方」のチェックリストに従い対応状況を確認し、その結果を記入したチェックリストを担当職員に提出する。</p> <p>なお、チェックリストの結果に基づき、担当職員から指示があった場合には、その指示に従う。</p>	
---	--

記載要領

- 「実施状況」は、情報セキュリティに関する事項2)から17)までに規定した事項について、情報セキュリティに関する事項1)に基づき提出した確認書類で示された遵守の方法の実施状況をチェックするものであり、「実施」、「未実施」又は「該当なし」のいずれか一つを記載すること。「未実施」又は「該当なし」と記載した項目については、別葉にて理由も報告すること。
 - 上記に記載のない項目を追加することは妨げないが、事前に特許庁と相談すること。
- (この報告書の提出時期：定期的（契約期間における半期を目処（複数年の契約においては年1回以上））。)

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

①情報取扱者名簿

		氏名	個人住所	生年月日	所属部署	役職	パスポート番号及び国籍 (※4)
情報管理責任者 (※1)	A						
情報取扱管理者 (※2)	B						
	C						
業務従事者 (※3)	D						
	E						
再委託先	F						

(※1) 受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。

(※2) 本事業の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本事業の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※3) 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※4) 日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。

(※5) 住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。

②情報管理体制図

(例)

